

平生町告示第30号

平成20年第4回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成20年8月28日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成20年9月11日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

| | |
|---------|--------|
| 河藤 泰明君 | 大井 哲也君 |
| 岩本ひろ子さん | 淵上 正博君 |
| 細田留美子さん | 柳井 靖雄君 |
| 河内山宏充君 | 吉國 茂君 |
| 福田 洋明君 | 平岡 正一君 |
| 藤村 政嗣君 | 田中 稔君 |

9月24日に応招した議員

応招しなかった議員

平成20年 第4回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成20年9月11日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成20年9月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第5 議案第2号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例
- 日程第6 議員提出議案第1号 平生町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第7 行政報告
- 日程第8 議案第3号 平成20年度平生町一般会計補正予算
- 日程第9 議案第4号 平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第5号 平成20年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第6号 平成20年度平生町老人医療事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第7号 平成20年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第8号 平成20年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第14 議案第9号 平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第15 認定第1号 平成19年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第2号 平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第3号 平成19年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第4号 平成19年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第5号 平成19年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第20 認定第6号 平成19年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第7号 平成19年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第8号 平成19年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第9号 平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第10号 平成19年度熊南地域休日診療施設組合会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 報告第1号 平成19年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第2号 平成19年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第3号 平成19年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第4号 平成19年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第5号 平成19年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第30 報告第6号 平成19年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第31 報告第7号 平成19年度平生町大田教育文化基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第32 報告第8号 平成19年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第33 報告第9号 平成19年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第34 報告第10号 平成19年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第35 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告

日程第36 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

日程第37 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第2 会期の決定(14日間)

日程第4 議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第5 議案第2号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例

日程第6 議員提出議案第1号 平生町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第8 議案第3号 平成20年度平生町一般会計補正予算

日程第9 議案第4号 平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第10 議案第5号 平成20年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算

日程第11 議案第6号 平成20年度平生町老人医療事業特別会計補正予算

日程第12 議案第7号 平成20年度平生町下水道事業特別会計補正予算

日程第13 議案第8号 平成20年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算

日程第14 議案第9号 平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第15 認定第1号 平成19年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第2号 平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第3号 平成19年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第4号 平成19年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第5号 平成19年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第6号 平成19年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第7号 平成19年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第8号 平成19年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第9号 平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第10号 平成19年度熊南地域休日診療施設組合会計歳入歳出決算の認定について

日程第37 委員会付託

出席議員（12名）

| | |
|------------|------------|
| 1番 河藤 泰明君 | 2番 大井 哲也君 |
| 3番 岩本ひろ子さん | 5番 淵上 正博君 |
| 6番 細田留美子さん | 7番 柳井 靖雄君 |
| 8番 河内山宏充君 | 9番 吉國 茂君 |
| 10番 福田 洋明君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 藤村 政嗣君 | 13番 田中 稔君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------------|--------|--------------|--------|
| 町長 | 山田 健一君 | 副町長 | 佐竹 秀道君 |
| 教育長 | 合頭 興亞君 | 会計管理者 | 岩見 求嗣君 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | | | 高木 哲夫君 |
| 企画課長 | 吉賀 康宏君 | 町民課長 | 木谷 巖君 |
| 税務課長 | 洲山 和久君 | 健康福祉課長 | 河野 孝之君 |
| 経済課長兼農業委員会事務局長 | | | 中本 羊次君 |
| 建設課長 | 安村 和之君 | 教委総務課長 | 福本 達弥君 |
| 教委社会教育課長 | 弘中 賢治君 | 財務班長 | 石杉 功作君 |

午前9時00分開会・開議

議長（田中 稔君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成20年第4回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において平岡正一議員、藤村政嗣議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．会期の決定

議長（田中 稔君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの14日間といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決しました。

・ ・

日程第3．諸般の報告

議長（田中 稔君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌、議員派遣の報告のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成20年7月分、8月分、及び9月分の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告はお手元に配布の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

・ ・

日程第4．議案第1号

日程第5．議案第2号

議長（田中 稔君） 日程第4、議案第1号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例及び日程第5、議案第2号平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

9月も中旬を迎え、毎年同じように厳しい残暑が続きますものの、ようやく季節の変わり目を迎え、秋の気配を感じるきょうこの頃でございます。

今年の梅雨明けは、臨時会のときにも申し上げましたように、予想外に早く、観測史上3番目という7月6日に梅雨明け宣言がなされました。そのせいか、今年は梅雨末期の集中豪雨に見舞われることもなく、平穩に過ぎたことを喜んでおります。

気象庁の発表によりますと、西日本の月平均気温は、7月としては戦後3番目の高温となるなど、猛暑の7月がデータで裏付けられております。

本町の降雨量を見ましても、降雨の実態は、7月5日に記録して以来、実に24日も降らない例年にない異常ぶりでありまして、7月、8月を合わせて、154ミリにとどまりました。しかしながら、列島各地で、ゲリラ豪雨と名づけられておりますように、時間雨量が100ミリを超え、浸水災害が発生するなど、記録的な豪雨に見舞われております。台風につきましては、現在、13号が北上中でございますが、これまでは太平洋高気圧の張り出しによって、中国へ上陸が多く、日本列島上陸がまだみられないところであります。俗に言う210日を過ぎての本格的な台風シーズンを迎えていますので、気を引き締めて対応していきたいと考えているところであります。

こうしたさなか、定められました平成20年第4回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日、提案をさせていただきます案件は、補正予算7件、条例2件、認定10件と報告11件でございますが、議事日程に沿い、まず初めに条例2件の提案をさせていただき、行政報告につきましては、後ほど所信も含めて申し述べさせていただきますと思います。

まず、議案第1号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例及び議案第2号平生町議会議員の議員報酬等に関する条例について一括して御説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、地方自治法の一部を改正する法律が平成20年6月18日に公布されたことに伴い、本町において関係する3条例について整理するものでございます。

今回の地方自治法の改正は、地方分権の進展により普通地方公共団体の議会の役割が重要になっていることに伴い、議会活動の円滑化を図るための会議等が行われている実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化するため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとすること及び議員の報酬に関する規定を整備するというものであり、

議員立法によって成立したものであります。

その中で、議員の報酬に関する規定を整備するものに関しては、議員が特別職でありながらもその報酬については他の行政委員会の委員等の報酬とは支給方法が異なることから、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、「報酬」の名称を「議員報酬」に改めることとされたものであり、本町の条例のうち3条例が関係しているものであります。そのため、平生町報酬及び費用弁償に関する条例についての議員報酬の項目を削除するとともに、平生町議会議員の報酬の特例に関する条例及び平生町特別職報酬等審議会条例については従来の「報酬」と記載されていた箇所を「議員報酬」と改め条例を整理するものでございます。

また、平生町議会議員の議員報酬等に関する条例につきましては、先に平生町報酬及び費用弁償に関する条例から分離した議員報酬等に関する規定を新たな条例として整備するものでございます。

以上で、議案第1号及び第2号の提案理由説明は終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方の質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えいたしますので、よろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。一括で質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。議案第1号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例及び議案第2号平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の件を一括起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第1号及び議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 6 . 議員提出議案第 1 号

議長（田中 稔君） 日程第 6、議員提出議案第 1 号平生町議会会議規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。河内山宏充議員。

議員（ 8 番 河内山宏充君） それでは、御提案をいたしております議員提出議案第 1 号平生町議会会議規則の一部を改正する規則について御説明を申し上げます。

本議案は本年 6 月に交付されました地方自治法の一部改正に伴い議会制度の所要の見直しをするものでございます。

従来の任意の協議会でございます全員協議会を会議規則に定めることにより、正規の議会活動として明確に位置づけをするものであります。第 110 条におきまして協議の場の名称・目的・構成員及び招集権者を定めております。また、新たに条文を加えることに伴い、章・条の繰り下げ等をあわせて行うものでございます。

以上、平生町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、今回 6 名の提出者を代表して提案いたしますものでございます。議員の皆様方におかれましてはよろしく御審議をいただき御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議員提出議案第 1 号平生町議会会議規則の一部を改正する規則の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7．行政報告
日程第8．議案第3号
日程第9．議案第4号
日程第10．議案第5号
日程第11．議案第6号
日程第12．議案第7号
日程第13．議案第8号
日程第14．議案第9号
日程第15．認定第1号
日程第16．認定第2号
日程第17．認定第3号
日程第18．認定第4号
日程第19．認定第5号
日程第20．認定第6号
日程第21．認定第7号
日程第22．認定第8号
日程第23．認定第9号
日程第24．認定第10号
日程第25．報告第1号
日程第26．報告第2号
日程第27．報告第3号
日程第28．報告第4号
日程第29．報告第5号
日程第30．報告第6号
日程第31．報告第7号
日程第32．報告第8号
日程第33．報告第9号
日程第34．報告第10号
日程第35．報告第11号

議長（田中 稔君） 日程第7、行政報告及び日程第8、議案第3号平成20年度平生町一般会計補正予算から日程第14、議案第9号平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件並びに日程第15、認定第1号平成19年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定につ

いてから日程第24、認定第10号平成19年度熊南地域休日診療施設組合会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

町長から行政報告及び提案理由の説明並びに日程第25、報告第1号平成19年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から日程第35、報告第11号地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告までの報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） ただいまは、条例2件につきまして御議決を賜りましてありがとうございました。また、議員提案されました会議規則の改正とともに、今後の地方議会への期待が形になって表れたものだと考えております。今後における議員としての御活躍を念じますとともに、より一層の本町進展のためにも、お力添えを賜りたいとお願いを申し上げます。

それでは、改めまして9月定例議会を迎え、諸般の出来事に対する所信の一端を申し上げ、行政報告をさせていただきます。

まず、最初の話題といたしまして、北京オリンピックに触れさせていただきます。

日本は、金メダル9個、銀メダル6個、銅メダル10個の獲得という数々の感動の中で、北京五輪は成功裏に終了しました。

5月に起きた7万人近い死者を出した四川大地震を乗り越えての開催であり、また、開会前からチベットの問題、爆弾テロの問題、食中毒の問題など、諸外国の選手を招いての大会を開催する上で一抹の不安を抱えていたものの、厳戒態勢下であったようでありますけれども、大きな事故もなく終わりましたことをアジアの一員として率直に喜びたいと思います。

今は、その余韻に浸りながら、パラリンピックの競技に一喜一憂しているところでありますが、あの開会式の時間の長さもでありますけれども、スケールの大きさには驚かされました。中国4000年の歴史をテーマに最新技術を駆使しながらの、国の威信をかけた演出であったと言えます。

中国が獲得した51個の金メダルはアメリカを抜き、その躍進振りには目を見張るものがありました。中国選手からは是が非でも金メダル獲得のための戦いであるとの印象を受け、「オリンピックは参加することに意義がある」とのクーベルタンの言葉がかすんでしまったような国威発揚のイベントであったような気がいたしております。

日本人選手の活躍は、期待はずれに終わった野球、マラソン、男子サッカーなどに比べ、特に北島康介選手の2大会連続2種目金メダルという偉業には全国民が拍手を送りました。ディフェンディングチャンピオンとしての重圧をはね返しての4年間の努力と戦いには言葉には表せないものがあります。我々に大きな勇気と感動を与えてくれました。

女子ソフトボールの上野由岐子投手の頑張りにも拍手です。2日間、3試合で413球の熱投

は、肉体の限界を超えていたと思われませんが、その精神力には敬服をいたします。悲願の金メダル獲得となった女子ソフトや野球が、次回のロンドン大会で正式種目から除外されることに一抹の寂しさを覚えます。次々回の大会が、東京に決定するかどうか未定ではありますが、復活を望みたいと思っているところであります。

日本のお家芸でありました柔道は、諸外国のパワーに押されざみであります。その中で、最重量級の石井選手の金メダルは、最後の砦を守ったという印象が強く、改めて拍手を送りたいと思います。

ともあれ、オリンピックというひのき舞台上で、全力を出し切った日本選手団の皆さん、数々の感動をありがとう。心から敬意を表するとともに、その労をねぎらいたいと思います。4年後のロンドンに向けて、それぞれ技に磨きをかけられていくことを念願をいたしております。

次に日本の経済情勢について触れておきます。

いよいよ、平成14年2月から続いてきた景気拡大局面にかげりが見られ、約6年でピリオドを打ったようであります。8月の月例経済報告におきまして、基調判断として「景気は、このところ弱含んでいる」とし、先行きにつきましても「当面、弱い動きが続くと見られる」としているところであります。いざなぎ景気を越えて、拡大とは言いながらも実質成長率が低く、景気回復を肌で実感できないという特異的な経済情勢でありましたが、原油価格高騰を契機に、後退局面に入ったのは事実であります。

我々庶民にとりましても、7月からの値上げラッシュに悲鳴をあげたい心境であります。電気、ガス、ガソリンのエネルギー部門をはじめ、食品や日用品で値上げが止まりません。原油や穀物相場の高騰を反映し転嫁されているものでありますが、物価の優等生といわれてきた、あの「卵」でさえ、ブランド卵は価格を1パック30円程度上げました。その他マヨネーズ、マーガリン、ハム、ソーセージ、クッキーなど、食卓を彩るものの値上げは、庶民の生活をより苦くさせるもので、抜本的な政治主導の対策が望まれるところであります。その意味で、福田改造内閣発足後は、国民目線での政策の推進といった展開を期待したところでありますが、9月1日、電撃的に辞任という道を福田首相は選択をしました。ねじれ国会での政策選択の行き詰まり、連立政権のきしみ、景気対策の与党間の一体性の欠如など、どれをとっても首相として、先行きに閉塞感を待たれた上での決断であったのでしょう。安倍前総理と2代続けての任期途中での辞任は、ねじれ国会での政権運営の困難さを物語るもので、国内外に大きな不信と失望を与えたことは否めない事実であります。こうなりますと、衆議院解散、総選挙を経て、民意を得た政党による政権運営が、今こそ求められているのではないかと考えております。

話しが前後いたしますが、福田改造内閣で期待した点の一つは、高村外務大臣の留任と林芳正参議院議員の初入閣での防衛大臣就任でありました。外交・防衛といった日本の未来をどう切り

開いていくか、まさに真価が問われているときであり、その役割を山口県出身の政治家が担うことは、明治維新の先駆者となった長州藩の活躍を思い起こさせるところであります。まさに政治の世界は一寸先はやみであります。課題山積の中、お二人のリーダーシップが十分発揮されることを念願したものでありましたが、これも水泡に帰す可能性があります。

次に、6月に本町の長寿の紹介をいたしました。厚生労働省が7月31日に発表した2007簡易生命表によりますと、日本人の平均寿命は女性が85.99歳、男性が79.19歳となり男女とも過去最高を記録更新したことが判明いたしました。

女性は0.18歳、男性は0.19歳前年より伸びて、女性は23年連続で長寿世界一、男性は06年の2位から3位に下がりました。記録更新の理由は、日本人の3大死因であるがん、心臓病、脳卒中の治療成績が向上したことが、もっとも大きく影響したと分析されております。今年から始まりましたメタボ対策の効果も期待をされますので、ますますの長寿社会傾向は続くのではないかと考えております。

また、総務省の7月31日発表の住民基本台帳に基づく人口調査は、少子高齢化と人口減が加速している実態が改めて浮き彫りにされました。総人口は3年ぶりに増加となっておりますけれども、自然増加数のマイナス幅は過去最大、人口流出が激しい地方では地域社会を支えるインフラや人材面での不安も高まっており、地方自治体にとって、地域経営という観点から見ると、見直しや厳しさが出ております。人口が増えたのは東京など12都府県、残り35道府県は減少、特に東北、九州、中四国などはほとんどが減少でありまして、各自治体とも知恵を絞った行政展開を図っている中で、効果のほどは今ひとつといった感じであります。ふるさと納税や交付税の一部改正による法人事業税の一部地方への転化など、都市の成長を地方に再配分する制度の確立が必要であり、中央から地方への財源移譲が進まなければ、社会保障そのものが成立しないとの分析も一方であります。

また今年、戦後63年、地球温暖化の問題や核兵器廃絶の問題など、年々課題が大きくクローズアップしているといってもおかしくありません。7月に洞爺湖で行われました先進国首脳会議において、原油価格高騰などさまざまな議論が展開をされたところではありますが、世界各国におけるテロ事件は後を絶ちません。グルジアとロシアの軍事衝突や北朝鮮の核政策をめぐる6カ国協議など、世界平和に向けた取り組みの進展が見えません。また、世界は、核軍縮どころか、逆に核拡散の方向に進んでいる動きばかりが目立ちます。唯一の被爆国日本は、核廃絶への主導的な役割を果たしていかなければならないと考えます。

それでは、前置きが若干長くなりましたが、本町の6月定例会以降の主な動きについて、行政報告として触れてみたいと思います。

まず、地方交付税の状況であります。

結論的に、普通交付税は9,569万6,000円の予算超過の歳入となりました。当初予算では16億2,000万円を計上していましたが、これは国の出口ベースでは1.4%増のところを試算に基づいて19年度実績対比2.4%という内容のものであります。

8月15日に決定通知を受けたところ、17億1,569万6,000円となり、差し引き9,569万6,000円予算を上回るものとなったものであります。

この理由は、積算上の単位費用の増加、昨年同様に「頑張る地方応援プログラム」に係る需要額が当初見込みより多かったこと。さらに、基準財政収入額が当初見込みより減少したことによるものであります。

7月から8月にかけて行われた選挙について申し上げます。

まず、県知事選挙です。あの暑さの中、候補者にとっては、選挙運動が大変だったろうと推察いたします。盛り上がり欠けた選挙戦は、過去最低の投票率を記録し本町においても同様に1.1%の減少、44.74%にとどまりました。多選批判もあったのか、対立候補の得票数が伸びていたのが、目立つものでした。しかしながら、期日前投票などの制度についても、当日の投票時間を含めて、再度考え直す時期が来ているのではないかと考えております。

7月6日に予定された本町の農業委員会委員の選挙は無投票となりましたが、県知事選挙と日程が重複する海区漁業調整委員会選挙は、7月22日から31日までの選挙戦が展開されて、この選挙も130人余りの有権者の中にあっても、期日前投票所を8日間にわたり午後8時まで開設するなど、選挙管理委員会にとっては、ダブル選挙で、大変な御苦労であったと推察をしているところであります。

次に学校の耐震化と敷地内禁煙について申し上げます。

本年5月12日に発生をしました中国四川省大地震で学校の倒壊により多くの児童・生徒等が犠牲となったことによりまして、御承知のとおり、「地震防災対策特別措置法改正法」が6月11日に成立し、危険性の高い校舎につきましては、国庫補助率の高上げや地方財政措置の拡充が図られたところであります。

国・県からは出来るだけ早期に耐震化を図るようという要請がなされております。財政的な課題はありますが、申すまでもなく学校は児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域住民の災害避難場所となるなど地域の防災拠点としても重要な役割を担っており、耐震化推進を一層図ってまいりたいと考えております。

また、町内の小・中学校3校では、これまで、分煙の取り組みはしてまいりましたが、学校の自主的な取り組みにより、2学期が始まる9月1日から一斉に学校の敷地内での禁煙を実施することいたしました。

早速、7日に行われました平生中学校の運動会では、皆さんの御協力をいただいたところであ

ります。

次に、裁判員制度についても、本町の候補者は人数が23名である旨、先だって発表されました。選挙管理委員会では、9月2日に委員会を開催をされ、その選任事務が行われたとの報告を受けておりますが、来年5月からの裁判員という重責を担う可能性がある制度実施に向けて、国民への周知を加速させていかなければなりません。

経済活性化について、2点報告をいたします。

1つは、大星山周辺に風力発電の姿が見えてまいりました。8月に入って、順次、室津半島の稜線を彩るようにその雄大な姿を現し、この平生平野を見下ろしているかのような錯覚を覚えます。特にここから望む箕山連峰にそびえるこれらの風車は本町のシンボルとして、期待が高まるばかりでありまして、来春の本格稼働が待ち遠しいところであります。

2点目は、阿多田島地区開発事業の拠点でありました国有地についての考え方です。6月末に、本町としては、これまでこの土地の利用計画を策定をしながら、活性化に取り組んでまいりましたが、国が示す期限までに企業誘致などの有効活用に至らず、成果を見出すことができませんでした。今後は、国において、この土地に係わる歴史的な経緯を踏まえ、本町の活性化対策に実効性が上がるように、売却手続きをお願いしたものであります。当然、国の処分に当たっては、旧地権者の方々の意向をくめば、町民の福祉の向上につながることも不可欠で、その点につきましては、国に対しても強く要望したところであり、本町としても引き続き意見が十分反映できるよう、今後とも折衝を続けてまいり所存であります。

この4月から、制度開始となりました後期高齢者医療制度についても、触れておきます。

6月定例会の行政報告におきまして述べさせていただきましたが、4月の制度開始以来5カ月が経過いたしました。その間、保険料の天引きは3回行われましたが、本町におきましてはトラブルもなく推移をいたしております。ただ、7月に発送しました普通徴収の保険料につきましては、従来加入をされていた国民健康保険の保険税と混同されて、第1期分の納付遅れが多く発生をいたしました。これまで、できる限りの情報提供に努めてきましたが、まだまだ十分御理解をいただいている点があるのではと覚えているところであります。

また、国におきましては6月に、制度を利用しやすくするため、低所得の方の保険料の負担軽減、保険料が年金からの天引きだけでなく、口座振替もできるようになるなど、制度の見直しを行っております。見直し等につきましても今後も検討がされているようですが、できる限りこれからも啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、環境問題につきましても簡単に申し上げます。

地球温暖化につきましては、7月に開催されました北海道洞爺湖サミットにおきまして議題として取り上げられましたように、国際的にも重要な課題となっております。

我が国におきましても、京都議定書による温室効果ガス削減目標を達成するためには、民生部門でもその取り組みが不可欠であります。そこで、この民生部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、地域でできる取り組みについて協議する平生町地球温暖化対策地域協議会を、住民・事業所・行政のそれぞれの代表14名の委員により7月31日に発足をいたしました。

今後、町・家庭・事業所それぞれ連携をして、日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等に関し必要となるべき措置について協議し、具体的な対策を実践をしていきたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。ここで国の来年度予算概算要求についても申し上げておきます。

一昨日、財務省から発表がありまして、一般会計は89兆1,357億円で、平成20年度当初予算と比べて7.3%の増加となります。国債の償還と利払いに当てる国債費が過去最高となったことがその大きな理由であります。注目すべき地方交付税でありますけれども、総務省は入口ベースで2,400億円増の15兆8,500億円を税収見積みなどから機械的に算定いたしておりますものの、出口ベースでは約6,000億円の減額ということになっていることから、今後の地方財政対策がどのように展開をされていくか、気を許すことができない状況だと言えます。

各省庁からの要求額を合算すると、一般歳出は要求基準の47兆8,400億円を上回って、50兆円を超えるものとなっております。財務省としてはこれから年末までに調整をしていかなければなりません。11兆7,000億円の景気浮揚のための総合経済対策や今年度の補正予算の扱いなど課題が山積であります。福田内閣で補正規模を1兆8,000億円と決めたものですが、その財源の捻出に苦労しているとの報道を受け、また総選挙が近いとなれば赤字国債の発行もやむなしという判断もでてくるのではないかと考えております。2011年度のプライマリーバランスの黒字化は先送りの感が強くなってきたと言えます。

地方として特に望みたいことは定番となりましたが、地方財政の財源確保は言うまでもありません。また、教育関係における安全安心の観点から、ゆとり教育の見直しをするためには、教職員の絶対数の確保が必要であること。校舎耐震化のための補助枠の拡大を求めることは不可欠であります。さらに地方と都市の格差是正に向けての医師不足の解消も喫緊の課題であります。特に小児科、産婦人科といった分野での人材不足が顕著となれば少子化に拍車をかけることにもなり、本当に地方から元気が発信できるかどうか不安がよぎってまいります。昨今、国際競争力の強化の名の下に、大手企業の収益増に結びつく施策を「改革」と称賛し、弱者への対策を「バラマキ」と非難するマスコミの風潮に対し、警鐘を鳴らしておきたいと考えます。こうした切実な国民の声や地方の声にこたえることは「バラマキ」ではないと考えます。これこそまさに政治そのものであります。こういう地方の声を、あらゆる機会をとらえて、地方六団体の声として国に

届けたいと考えているものであります。

いささか長くなりましたが、それでは提案をいたしました、予算7件、認定10件の議案につきまして、順を追って説明を申し上げていきたいと思っております。

議案第3号平成20年度平生町一般会計補正予算であります。

まず、歳出の主なものより申し上げます。

歳出につきましては12ページからであります。

財産管理費におきましては、地方財政法の規定により平成19年度の繰越金のうち繰越明許費を除いた2分の1相当額と、今後の財政需要に備えるためにあわせて1億6,487万円を財政基金への積立金として計上いたしております。

税務総務費では、主に町民税であります。税源移譲に伴う町税還付金を今後の見込を含めて追加計上いたすものであります。

13ページの賦課徴収費では、平成21年10月から開始予定の住民税の年金特別徴収関連経費分として、現行システムの改修経費とASPサービス業務の委託料を計上いたしております。ASPとはアプリケーション・サービス・プロバイダーの略でございますが、このASP業務委託は年金からの特別徴収を行う場合、各年金保険者や地方公共団体からの年金情報や住民税賦課状況について社団法人地方税電子化協議会が集約し、地方公共団体と相互に情報の伝達が行われることとなっております。この情報伝達のためには新たなシステムを構築する必要がありますが、単独での構築には多大な費用が発生することから、システムにつきましてはASPサービス業者が開発したアプリケーションを利用するための初期費用となるものでございます。

14ページにかけたの選挙費では、平成20年度に予定していた選挙が終了いたしておりますので、山口県知事選挙費と海区漁業調整委員選挙費を除き、事業実績に伴い精算をいたすものでございます。

15ページの社会福祉総務費では普通交付税の確定に伴う財政安定化支援事業の国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を計上いたしております。

福祉医療対策費では、平成20年度の老人医療の給付費の増加に伴う一般会計から老人医療事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

障害者福祉費につきましては、障害者自立支援給付費や障害者医療費の過年度事業の精算にかかわる国・県への返還金を計上いたしております。

16ページの保健衛生総務費では、熊南地域休日診療所について平成19年3月31日を基準日として、20年度の普通交付税で措置をされることとなっており、このたび普通交付税が確定したことにより、構成町へ配分するものであります。

清掃費では、普通交付税の確定によりまして熊南総合事務組合への負担金を追加計上いたすも

のであります。

17ページの農業振興費では、原油高騰の影響により経営が圧迫されている施設園芸を営む農業者に対して、省エネルギー化の取組みを支援するため経費の一部を補助する費用を計上いたしております。

18ページにかけての漁港建設事業費におきましては、海岸保全事業について全体事業費を2,000万円増額することにより、当初予算の変更と工事請負費の増額を計上いたしております。

19ページの道路橋梁新設改良費につきましては、県道改良事業の負担金を追加計上いたしております。

砂防費では、尾国梅ヶ尻地区における小規模急傾斜地崩壊対策事業の工事請負費を追加計上いたしております。

20ページの港湾建設費では、県の港湾整備にかかる港湾施設事業債について、資本費平準化債を発行することにより平生町負担分が減額されることによるものであります。

下水道整備費では下水道事業特別会計で消費税の増額措置と地域住宅交付金制度により下水道事業を実施するため、一般会計繰出金を計上するものであります。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

7ページからでございます。

町税は、個人住民税につきましては当初予算では給与所得や営業所得の減収を見込んでおりましたが、7月末の課税状況において増収を見込むものでございます。固定資産税につきましては償却資産について新たな課税物件がありましたので、増額をするものでございます。

8ページにかけての地方特例交付金につきましては、確定に伴いましてそれぞれ増額補正するものであります。

地方交付税につきましては、確定により増額するものであります。増額理由といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、単位費用が増加したことによる増額分と算定方法に変更があったことにより基準財政需要額が増加いたしております。また、基準財政収入額が減少したことにより、交付税措置が増額いたしておるものであります。

9ページから10ページにかけての、国庫支出金及び県支出金につきましては歳出において御説明しました事業などに伴います特定財源であります。

寄附金につきましてはふるさと納税制度に伴う増額補正でございます。6件分で81万7,000円の実績によりまして補正いたすものであります。

事業会計繰入金につきましては、平成19年度の老人医療事業特別会計におきまして、支払基金と国庫負担金について、法定分が納入されなかったことにより、一般会計で補てんをいたして

おりましたので、過年度精算による一般会計への戻し入れによる繰り入れでございます。

11ページの繰越金であります、6,812万6,000円を追加いたしまして、繰越金の総額は9,812万6,000円となるものであります。

地方債の補正につきましては、臨時財政対策債の確定による増額補正と漁港海岸保全事業と県道改良事業及び小規模急傾斜地崩壊対策事業の事業費の増加に伴って増額いたすものであります。

以上、今回の補正額は、2億3,568万5,000円を追加いたしまして、予算総額では47億5,068万5,000円となるものであります。

なお、25ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第4号平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。補正予算全体といたしましては、平成19年度決算に伴う精算でございます。

歳出であります、7ページの償還金につきましては、過年度の療養給付費交付金等の精算に伴うものであります。

8ページの基金積立金につきましては、今後の会計運営に備え、平成19年度の実質単年度収支相当額を国保基金へ積み立てるものであります。

予備費につきましては、所要の額を追加補正するものであります。

続きまして、歳入について御説明いたします。6ページの一般会計繰入金につきましては、普通交付税の確定に伴い財政安定化支援事業費の増額をいたしております。

繰越金につきましては、平成19年度の繰越金として3,269万4,000円を追加計上いたしまして、繰越金総額は8,381万9,000円となるものであります。

雑入でございますが、第三者行為による賠償金を計上いたしております。

以上、今回の補正額は、4,923万6,000円を追加をいたしまして、予算総額は14億5,739万5,000円となるものであります。

続きまして、議案第5号平生町簡易水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正につきましては、7ページの歳出において、消費税の納付額確定による公課費の減額補正と、それに伴いまして6ページの歳入におきましては、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

以上、今回の補正額は、47万円を減額し、予算総額は、5,640万3,000円となるものであります。

続きまして、議案第6号平生町老人医療事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

歳出につきましては8ページでございますが、20年度支払分の医療給付費が見込みを上回っておりますので、医療給付費を増額補正するものであります。償還金でございますが、過年度の

医療費交付金県負担金の精算でございます。

9ページの繰出金につきましては、19年度において支払基金及び国庫負担金について法定分が納入されなかったことにより一般会計で補てんをいたしましたので、過年度精算による一般会計への繰出金でございます。

歳入につきましては、6ページからでございます。医療給付費の支出に伴う医療費交付金と国庫負担金の増額補正と過年度精算の追加交付を計上いたしております。

7ページにかけての県負担金及び一般会計繰入金につきましては、医療給付費の支出に伴う増額分を計上するものでございます。

以上、今回の補正額は4,704万1,000円を追加いたしまして、予算総額は1億8,336万6,000円となるものであります。

続きまして、議案第7号平生町下水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

8ページの歳出でございますが、消費税の納付額確定により公課費を追加計上いたしております。

7ページの歳入におきましては、下水道工事単独分の一部を地域住宅交付金事業として実施することにより、国庫補助金及び一般会計からの繰入金の増額補正と下水道事業債の減額をいたすものでございます。

以上、今回の補正額は、55万4,000円を追加いたしまして、予算総額は、6億8,031万6,000円となるものであります。

続きまして、議案第8号平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

4ページの雑入につきましては、消費税の確定による還付金の減額に伴い一般会計の繰入金を増額をするものでございます。

以上、今回の補正額は、歳入額の内訳の変更でございますので、予算総額については6,628万7,000円と当初予算と同額でございます。

続きまして、議案第9号平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

この度の補正予算につきましては、7ページからの歳出におきましては、過年度分の精算による返還金を計上し、余剰金を準備基金へ積み立てるものであります。

6ページの歳入におきましては、支払基金からの過年度追加交付と19年度の繰越金を計上いたすものであります。

以上、今回の補正額は、2,216万6,000円を追加いたしまして、予算総額は9億8,086万6,000円となるものであります。

以上をもちまして、予算7件の議案の説明を終わらせていただきます。

次の平成19年度一般会計ほか8会計の歳入歳出決算の内容につきましては、佐竹副町長から説明させていただきますが、その前に私の方から認定第10号平成19年度熊南地域休日診療施設組合会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

昨年9月議会で御議決をいただきましたとおり、熊南地域休日診療施設組合は今後の地域医療のさらなる充実を図るため、昨年12月1日から柳井市、上関町、田布施町及び平生町の1市3町で共同運営する休日夜間応急診療所を設置をいたし、平成20年3月31日をもって組合を解散いたしました。本組合解散に伴う決算につきましては、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、去る7月3日に監査委員の意見を付して、このたび議会の承認をお願いするものでございます。

それでは、平成19年度熊南地域休日診療施設組合会計歳入歳出決算については、別冊で添付いたしております決算書にて御説明を申し上げます。

本決算書は、当診療所の4月から11月末までの日曜、祝日等の46日開設をいたしましたものの運営経費及び解散に伴う財産処分等でございます。歳入歳出の総額は、それぞれ3,167万8,373円となります。

5ページの歳入であります。診療収入については535人の利用者の診療報酬収入として521万8,932円、分担金及び負担金については、診療所の運営等に対して事務所がある本町に地方交付税措置があるため、本町からの分担金として708万8,000円、財産収入については、利子及び配当金として4万1,016円、繰越金については、297万6,341円、諸収入については、預金利子及び雑入として4万1,084円、繰入金については1,631万3,000円、以上、合計3,167万8,373円であります。

6ページの歳出は、議会費につきましては議員報酬等として4万2,522円であります。

総務費につきましては2,480万2,090円でありまして、総務費の主なものとしては、一般管理費の償還金利子及び割引料は、構成町に対します財産処分及び余剰金の還付金として2,325万4,773円、財政基金積立金として150万円、監査委員費として9,000円あります。

7ページの衛生費につきましては683万3,761円でありまして、衛生費の主なものとしては、事務員、看護師の賃金として103万4,600円、診療所の維持管理費として需用費23万8,656円、電話代や医療機器撤去代等として役務費26万3,876円、郡医師会へ8カ月分の診療業務委託料等として475万5,450円、医療費の医薬材料費として、12万7,030円で、合計3,167万8,373円あります。

8ページの財産に関する調書の土地及び建物につきましては、本町に帰属されたものであり、

決算年度末現在高はゼロとなっております。基金につきましても、構成町に対し財産処分され、決算年度末現在高はゼロとなっております。

終わりに報告 11 件でございますが、まず、基金に関する報告が 10 件ございます。議案の末尾に本町の基金であります財政基金のほか 9 基金の平成 19 年度運営状況、これに伴います状況を各基金の条例規定に基づきましてそれぞれ報告をさせていただいております。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいた健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率の報告が 1 件ございます。

これは平成 19 年 6 月 22 日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が交付され、全面施行は平成 21 年 4 月 1 日となっておりますが、第 2 条、第 3 条、第 22 条につきましては平成 20 年 4 月 1 日より部分的に施行され、平成 19 年度決算状況により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したのち、監査委員の意見を付して議会へ報告することとなりましたので、よろしくお願いたします。

なお、説明不足の点につきましては、副町長の決算についての説明が終わりましたのち、皆様の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをさせていただきますので、よろしく御審議を賜りまして、御議決あるいは御認定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（田中 稔君） ここで暫時休憩いたします。10 時 10 分に再開いたしたいと思っております。

午前 9 時 54 分休憩

.....
午前 10 時 10 分再開

議長（田中 稔君） 再開します。佐竹副町長。

副町長（佐竹 秀道君） それでは、平成 19 年度の決算報告を申し上げます。

各会計の決算につきましては、平成 20 年 5 月 31 日に納閉鎖を終えて、調整の後、監査委員さんに審査をお願いしたものであります。監査委員さんにおかれましては、7 月 25 日から 8 月 12 日にかけて、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理等について、直接担当課にも説明を求められるなど、日時をかけての審査をされた後、9 月 1 日に監査の公表を受けましたので、これらの意見を付して、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づく認定を受けるにあたり、その概要を主に決算の附属資料を基に一般会計から順を追って御説明を申し上げます。

最初に、認定第 1 号一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入総額は、47 億 7,882 万 4,696 円、歳出総額は、46 億 8,052 万 623 円でありまして、歳入歳出差引額の 9,830 万 4,073 円を平成 20 年度へ繰り越すものであります。繰越明許費繰越額が 17 万 8,000 円でありますので、実質収支額につきましては 9,812 万

6,073円となります。

歳入歳出の前年度対比については、歳入が0.6%の増加、歳出が1.1%の増加となっております。この要因は歳入では税源移譲による個人住民税の増収と「がんばる地方応援プログラム」によります地方交付税の増収であります。歳出については、ケーブルテレビ施設整備事業や後期高齢者医療関連のシステム改修などが増加の要因となっております。

この結果、単年度収支は翌年度への繰越金の減少により前年度同様に赤字となり、実質単年度収支についても、前年度同様に赤字となっておりますが、若干ではありますけれども赤字額は減少しております。しかしながら、財政状態は依然として極めて厳しい状況におかれていると認識をいたしております。

それでは、各予算費目の順に主要な施策等の成果を中心に御説明を申し上げます。

歳入からであります。決算書の9ページをごらんいただきたいと思います。

町税につきましては、法人町民税は前年度と比較すると約4.4%減少しておりますが、個人住民税が税源移譲により約2.9%増加しております。町税トータルでは約11.9%の増加となっております。

10ページにかけましての地方譲与税につきましては、税源移譲により所得譲与税の廃止に伴い大幅な減少となっております。

11ページの地方特例交付金につきましては、定率減税分措置の減税補てん特例交付金の廃止により減収となったものであります。

地方交付税につきましては、平成19年度に「がんばる地方応援プログラム」の創設によりまして前年度対比で約4.6%の増収となっております。

14ページから15ページの国庫支出金につきましては、対前年度比で46.8%増加しておりますけれども、これは、ケーブルテレビ施設整備事業や海岸保全事業の増加によるものであります。

15ページから19ページにかけての県支出金につきましては、ケーブルテレビ施設整備事業でこのプラス要素があるものの、広域漁港整備事業の終了などによりまして、総額としてはほぼ前年度並みとなっております。

20ページの繰入金につきましては、歳出削減を実施したことにより財政基金からの繰入額は34.5%減少しておりますが、ふるさと振興基金の繰入により繰入金トータルでは3.6%の減少となっております。

繰越金につきましては、前年度対比で9.5%の減少となっております。

23ページからの町債につきましては、地域イントラネット整備事業の終了や退職手当債の減少などによりまして、全体で29.8%の減少となっております。

続きまして歳出でございます。

25ページからでございますけれども、総務費の一般管理費では、退職手当組合への負担金の減少で、20.1%減少をいたしております。

27ページからの情報通信費でございますけれども、ケーブルテレビ施設整備事業については、Kビジョンが実施主体となり、平生町・上関町の連携により、国の地域情報通信基盤整備推進交付金並びに県の中山間地域情報通信ネットワーク形成支援事業を活用して実施いたしております。

29ページからの企画振興費におきましては、17年度に策定いたしました新エネルギービジョンをさらに実現性の高いものにするため、新エネルギー調査委員会を開催いたしております。

平生ファンクラブ事業では、地域情報の受発信をまちづくりに生かすという目的を達成するため、広報ひらおや議会だよりの送付という従来の活動に加えて、地方税法の改正で導入される「ふるさと納税」に対する意向調査を実施いたしております。

また、3年目となりました地域の力発揮事業では、地域住民自らが発案・実践をする里山の環境整備や子育て支援などの9事業を支援いたしております。

これらの取り組みが、地域コミュニティ活性化への契機となり、当初の目的の達成につながったものと思っております。

31ページの賦課徴収費におきましては、併任徴収によりまして、初めての差し押さえを行うなど滞納者に対して公平・公正で厳格な対応を行うことで徴収率の向上に努めてまいりました。

36ページからの老人福祉総務費では、18年度に創設いたしました地域福祉活動事業補助金交付事業として、地域でひとり暮らしの高齢者などの見守り活動を行っておられます3団体に對し補助金を交付いたしております。

また、16年度から取り組んでおります高齢者筋力向上トレーニング事業では、週2回3カ月を1期として、3期で延べ70回開催をしております。31人の利用者の方々がございまして、身体機能の維持・向上、介護予防意識の向上等の成果を見ておるところでございます。

37ページの福祉医療対策費でございますけれども、平成19年2月に設立いたしました山口県後期高齢者医療広域連合に対して、後期高齢者医療制度の施行準備経費として負担金の支出をいたしております。また、後期高齢者医療電算システムの導入及び現行システムの改修を行っておるところでございます。

38ページにかけましての障害者福祉費では、18年度から施行されました障害者自立支援法によりましてサービス利用について、円滑に施行するため特別対策が実施をされ、利用者に対して個別に説明を行うとともに、広報紙にも掲載し周知に努めてまいりました。居宅サービス利用者数は、身体障害者14人、知的障害者1人、精神障害者4人であります。障害者程度認定区分認定審査会の開催状況につきましては、5回開催をいたしておりますして新規認定11人、更新認定

1人、区分変更認定1人となっております。

39ページの児童環境づくり推進事業費では、児童や職員への被害を未然に防ぎ、安全・安心が守られる環境を整備するため、平生町中央児童館にワイヤレス型非常通報装置を設置をし、県警の指導のもと防犯訓練を実施いたしております。この通報装置は他にも平生保育園、宇佐木保育園、佐賀保育園にも設置いたしておるところでございます。

40ページの児童措置費でございます。制度改正によりまして3歳未満児の児童手当が一律月額1万円となったことによりまして、児童手当の支給額が大幅な増加となっております。

保育所運営費では、平生保育園の園舎屋根の雨漏り防止工事を実施いたしました。また給食室のエアコン設置工事を実施いたし調理室の環境改善を図ったところでございます。

42ページの保健衛生総務費におきましては、地域医療の充実及び二次救急医療機関の負担軽減を図るため、1市3町において休日夜間応急診療所の整備を行い、19年12月から柳井市で診療を開始しております。この開設に伴いまして熊南地域休日診療所は19年11月末に診療業務を休診といたし、平成20年3月末をもって組合を解散いたしておるものがございます。

43ページにかけての母子衛生費でございますけれども、引き続き不妊治療助成事業を実施しておりますけれども、19年度から所得制限が緩和をされたことにより8組の申請を受け付けております。

43ページからの健康づくり推進事業費では、基本健康診査にあわせて特定高齢者を選定するための「介護予防スクリーニング」においては32人の特定高齢者が選定をされましたけれども、介護予防サービスの希望者はございませんでした。また、健康づくり対策として認知症予防教室、高齢者食生活講座などを開催いたしております。

44ページからの環境衛生費では、引き続きフラワーベルト整備事業に取り組んでおります。高須、八海、熊川、田布路木の4カ所の花壇と県道伊保庄平生線沿いにプランター200個に花を植栽して、訪れる人にうるおいとやすらぎを与え町のイメージアップを図ることができたのではないかと考えております。

46ページの労働福祉対策費でございます。柳井広域シルバー人材センターへ負担金を支出をいたしておりますが、シルバー人材センターの運営状況では柳井広域全体で受注件数は119件増加をいたしており、受注契約額も増加をしておるところでございます。

47ページからの農業振興費では、農業に意欲的に取り組もうとする認定農業者の育成支援や発掘に努めておりますが、19年度における新規認定者は1名、変更認定1件を行っております。また、認定農業者への情報提供や会員相互の意見交換、技術・経営改善の高揚を図ることを目的に平生町認定農業者連絡協議会を設立をいたしております。

また、農地・水・環境保全向上対策について、1自治会と協定を締結し、地域にある農地・農

業用水などの資源や農村環境の良好な保全と質的向上が図られたものでございます。

48ページからの土地改良事業費では、危険ため他の整備事業3件のほか、単独土地改良事業5件を実施し、老朽施設の整備を図っております。今後におきましても生産条件に恵まれない圃場が多く存在をしており、その活用を図るため、住民の意向を十分に反映しながら協力を求めて、地域の実情に即した整備を進めることが必要であると認識をいたしております。

49ページのひらお特産品センター管理費では、苗まつりや野菜まつり、そして感謝祭などの各種イベントを開催し集客を図ったこともありまして、売上高、客数ともに順調に推移をいたし、売上高も1億円を超えて過去最高の結果となっております。

50ページの林業総務費では、継続して取り組んでおります流域公益保全整備事業において間伐・枝打・造林・下刈などを20.14ヘクタールにおいて実施をいたしました。

51ページからの漁港建設事業費では、高潮から背後集落を保全する海岸保全の国庫補助事業をはじめ、単独事業7件を実施いたしております。近年の漁獲量低迷や漁業者の高齢化など、漁業を取り巻く環境が深刻さを増しており、今後とも漁場の整備を効果的・計画的に推進していくことといたしております。

53ページの観光費では、観光協会において観光パンフレットひらお時空旅行を発行し、新たな観光情報の発信に努めてまいりました。

54ページからの道路橋梁新設改良費では、道路改良12件、側溝改良2件、点々舗装等道路補修5件を実施をし、生活基盤である町道の改良を推進したものであります。今後におきましては、交通バリアフリーに重点を置いて整備を進めるとともに、必要性や緊急性などを勘案しながら、計画的に高齢者などの交通弱者に優しい交通環境の整備を進めていく必要があると考えております。

55ページの河川維持改良費では、老朽化した護岸修復や流下能力を高めるための改良工事を15件実施をし、河川における災害発生の未然防止による住民の安全確保に努めたものであります。

砂防費では、がけ崩れによる災害から生命財産を守る目的で、2カ年計画のもと小規模急傾斜地崩壊対策事業を実施をいたしました。

56ページの下水路費におきましては、地域住民の生活環境の整備や安全確保のため、雨水排水路の整備を6件実施をいたしております。

56ページから57ページにかけましての住宅管理費におきましては、ホームタウン平生の火災警報器設置工事を67戸実施をいたしておりますし、また、解体工事として上横住宅2戸、隅田住宅の5戸の計7戸を実施をいたしております。町営住宅は、老朽化によります補修が増加傾向にありますことから、管理面・安全面からも老朽木造住宅の対応は、使用料滞納問題とあわせ

て解決しなければならない課題であると認識をしております。

57ページから58ページの非常備消防費では、自主防災組織のうち、町内の上水道未普及地域内の自主防災会で組織する平生町上水道未普及地域自主防災連合会に対し、宝くじのコミュニティ助成事業における自主防災組織育成助成事業により発電機を交付をいたしました。これにより、災害時に停電となった際の井戸水やボーリングの水の供給など、ライフラインで最も重要な飲料水を確保することで地域防災力の向上を図っておるところであります。

58ページの消防施設費でございます。県防災無線ネットワークの更新について県下の全市町を網羅する地上系と衛星系の防災無線の整備が19年度に終了をし、県と市町の双方向の情報伝達が迅速に行われることとなりました。

59ページからの小学校費におきましては、平生小学校では文部科学省による栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携によりまず食育推進事業に取り組み、食育講演会などを開催し、食育に関する取り組みの充実を図ったところでございます。施設整備につきましては、電源立地地域対策交付金を活用して、平生小学校にシーソーとブランコを、佐賀小学校にサッカーゴールを設置をいたしております。また、佐賀小学校では、プール管理棟の下水道排水設備工事を実施をいたしまして、外用トイレとあわせてトイレの水洗化を行っております。

61ページからの中学校費におきましては、18年度に策定した平生町学校施設耐震化推進計画での年次計画に沿って、平生中学校屋内運動場の耐震二次診断を実施し、今後は、診断結果を踏まえて耐震化の推進に取り組んでいくこととしております。

64ページからの社会教育費におきましては、19年度から創設をいたしました放課後子ども教室推進事業による、放課後に学校施設を活用して、地域の方の協力を得ながら子どもたちと共にスポーツや文化活動を行う、子どもたちの安全・安心な拠点づくりや地域住民との交流活動を実施をいたしております。また、青少年健全育成につきまして、安全で安心な、明るく住み良い町の実現・青少年の健全育成のために、夜間パトロールの実施や、防犯ボランティアの募集など関係団体と連携して安全・安心なまちづくり・自主防犯活動の意識の高揚を図る取り組みを行っておるところでございます。

68ページからの保健体育費におきましては、生涯スポーツの推進として、健康・体力づくりの意識と実践意欲の高揚を図り、体育協会が主体となってファミリースポーツレクリエーション大会などの各種大会を開催いたしたところであります。

また、平生町スポーツ少年団本部主催の指導者・育成会合同によりまず研修会を開催し、「スポーツ活動と子どもの食事について」をテーマに、食の大切さ、体力づくりとエネルギーについて学習し、心身ともに健全な青少年の育成をめざしたスポーツ少年団活動の一助となった研修会でありました。

69ページの災害復旧費でございますが、梅雨前線による豪雨などによりまして被災しました農業用施設単独災害4件と土木施設災害1件の復旧工事を実施いたしております。

70ページまでの公債費につきましては、昨年度と比較して7.9%の増加となっております。これは、臨時財政対策債の元利償還金の増加や若者定住住宅建設にかかる起債の元金償還の増加、補償金免除繰上償還分が増額の要因となっております。今後において昨年度策定いたしました公債費負担適正化計画に沿って公債費の適正な運営を行っておるところであります。

70ページの公営企業費につきましては、昨年度と比較して5.3%増加となっておりますが、これは、馬島・佐合島航路共同運航事業に対する負担金の増加によるものであります。

以上が、一般会計における決算概要であります。各種財政数値につきましては、経常収支比率については、減収補てん特例債の借り入れがないため0.2%上昇し、93.1%に、また、先ほど公債費でも申し上げました実質公債費比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した数値において19.2%となっております。0.3%上昇をいたしております。この要因といたしまして、熊南総合事務組合の火葬場建設にかかる起債の元金償還が開始となり負担金が増加したことによるものであります。各種基金の残高につきましても、交付税の増加などにより若干基金からの繰入金が増加をしておりますが、歳出額に対する歳入不足分を基金充当している状態に変わりはなく、厳しい財政運営を余儀なくされております。

今後におきましても、都市と地方の格差の拡大や団塊の世代の退職による税収の減少見込みなど、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増してくることは必定でありまして、さらなる行財政改革を推し進めて「財政健全化」に継続して取り組むことが必要であると考えております。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

次に、認定第2号国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

歳入総額は16億2,072万4,303円、歳出総額は15億3,266万8,794円、歳入歳出差引残額及び実質収支額は8,805万5,509円でありまして、これを平成20年度へ繰り越すものであります。なお、翌年度精算分などを加味した実質単年度収支は2,629万4,560円となり、昨年度に引き続いての黒字となっております。

平成19年度の決算時点における国民健康保険加入者は年間平均で3,042世帯、平均被保険者数は5,320人となっております。前年度の数値とほぼ同様となっております。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

5ページの国民健康保険税におきましては、収入済額、収納率ともに若干ではありますが伸びております。しかしながら、収入未済額は若干減少したとはいえ、依然として1億円近いものとなっております。引き続きの大きな課題であると思っております。

国庫支出金につきましては、特別調整交付金の算定誤りが判明したことに基づき、過去5年分

の交付不足分が補てんされたことによりまして増加いたしております。

共同事業交付金につきましては、平成18年10月に創設された保険財政共同安定化事業が通年ベースでの交付となったことにより増加をいたしております。

7ページの繰入金の職員給与費等繰入金につきましては、後期高齢者医療制度導入に伴う、既存の国保システムの改修経費が多額を要したことによる増額であります。

次に、歳出であります。10ページの賦課徴収費は大幅に増加をしておりますが、これは後期高齢者医療制度システム改修によるものであります。保険給付費では、一般・退職ともに70歳以上の高齢者の診療が増加しており、費用負担も大幅な増加をいたしております。各々の被保険者数の増減に比例して一般被保険者分は減少しているものの、退職被保険者分は増加をいたしておるところであります。

11ページの共同事業拠出金につきましては、歳入でも申し上げましたとおり、保険財政共同安定化事業拠出金の年間を通じての拠出となることから大きく増加をいたしております。これは、30万円を超える医療費について、県内市町の国保相互で拠出しあうことで保険料などの平準化を図ることを目的に導入されたものであります。

12ページからの基金積立金につきましては、20年4月以降の制度改正による財政運営の影響等に備えるために、実質単年度収支の黒字相当分の基金に積み立てるものであります。

次に、認定第3号簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

歳入歳出ともに総額8,972万23円でありまして、実質収支ともゼロとなっております。昨年度と比較して歳入・歳出ともに42%増加をしておりますが、これは補償金免除繰上償還を行ったことによるものでありまして、運営費につきましては昨年とほぼ同様の決算状況となっております。

3ページの歳入のうち、料金収入についてであります。給水戸数、有収水量ともに減少となっております。今後は、漁業集落排水事業に伴う水洗化率の向上による増収を期待をいたしておるところであります。

料金収入確保策といたしましては、悪質な未納者対策として給水停止措置を実施し、過年度分の滞納についても納付誓約書の提出を求めるなどの対策を講じたことなどから、収納率は上昇をいたしております。

5ページの歳出では、尾国地区の県道改良工事に伴いまして、水道管移設工事を行っておりまして、県の100%の補償により移設が完了をいたしました。本事業については、柳井地域広域水道からの受水により慢性的な水不足は解消をしておるものの、この受水費が総経費の大半を占めている状況に変化はなく、今後においてより一層の経費削減など、経営の安定化を図っていく必要があると考えております。

次に、認定第4号老人医療事業特別会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

歳入・歳出総額ともに15億7,173万8,465円、実質収支額はゼロとなるものであります。

医療給付費につきましては、前年度対比で1.9%の減少となっており、18年度の制度改正の効果であると考えられるものであります。取扱件数につきましては5万5,750件で、年度末の医療受給者数は2,018人となっております。

19年度は国と支払基金からの交付額が本来負担すべき額より大きく下回ったことにより歳入不足が生じたため、一般会計の繰出金に予備費より充用をお願いをいたし補てんをさせていただいたところでございます。この精算については20年度において一般会計へ繰り出すこととしております。

次に、認定第5号下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入・歳出総額ともに7億225万8,027円でありまして、実質収支額もゼロとなるものであります。

下水道事業につきましては、20年度までの変更認可区域353ヘクタールを対象にして計画的に整備を進めております。

19年度においては平生、大野、曾根地区の3地区の一部12ヘクタールを整備いたしまして、累計での整備面積全体では225ヘクタールとなっております。処理区域内人口は6,708人、普及率は49.64%、水洗化世帯率は95.88%となっており、整備は着実に進み普及率なども上がってきております。田布施川流域下水道浄化センターの維持管理費に伴う負担金額については、汚水流入量が順調に増加をいたしていることから、処理場の維持管理費を上回ることとなり、昨年度から黒字へ転換をいたしております。

4ページからの歳入の主な内訳といたしましては、下水道使用料であります。普及率の伸びに伴いまして前年度より9%を超える増額となっております。国庫支出金につきましては、18年度繰越分を含めた事業費は増加をいたしております。一般会計繰入金は、前年度より増加しており、依然として多額なものであることには変わりなく、一般会計を圧迫する大きな要因の一つであります。町債につきましては、公営企業借換債を発行いたしましたので、2.4%増加をいたしております。

6ページからの歳出の主なものといたしましては、事業認可変更業務や全体計画の見直し業務の委託を19年度から開始をしており、さらに繰越分の工事請負費により下水道整備費全体では3,000万円近い増加となっているものであります。

7ページの公債費では、ほぼ前年度並みの決算額となっており、引き続き3億円を大きく超えるものとなっております。今後におきましてもこの傾向は続くものと考えられますので、公債

費負担適正化計画に沿って公債費の適正な運営に努めたいと考えております。

次に、認定第6号水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出ともに353万6,082円であります。昨年度と比較して決算額は13.1%減少しております。これは、処理場へ納入される魚の残渣が減少したために肥料製造量が減少したことによるものであります。

次に、認定第7号漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入・歳出ともに総額1億2,291万3,541円でありまして、実質収支額もゼロとなるものであります。

19年度の管渠布設については、名切、丸山地区で工事を行い、19年度末で処理区域面積は106ヘクタール、処理区域内世帯数は509戸となっております。水洗化世帯数は281世帯と増加をしております。これに伴い1日平均の流入量は170立方メートルを超えております。このため、さらなる汚水流入量の増加に対応した処理施設の維持管理体制が必要となってきております。この財源確保のためにも、水洗化率の向上を図ることが必要不可欠なものであり、普及促進にこれまで以上に積極的に取り組んでいく所存でございます。

3ページからの歳入の内訳といたしましては、使用料は供用区域拡大に伴いまして大きく収納額が増加をいたしております。県支出金や町債については、建設事業の財源であり、事業費の縮小に伴い減少いたしましたものであります。一般会計からの繰入金につきましては、施設の維持管理費や公債費の伸びに伴い増加をいたしております。歳出につきましては、管渠整備費の減少と元金償還開始に伴う公債費の増加が主な変動であります。

平成9年度から始まりました本事業は平成19年度で工事は完了をいたし、下水道整備は終了をいたしております。今後は、下水道運営の健全化に向けて、水洗化率の向上を図ることが必要であると認識をいたしております。

続きまして、認定第8号熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入・歳出総額ともに2,497万3,281円となっております。決算額は昨年とほぼ同様の決算規模となっております。

審査会は原則毎週2回開催をし、開催総数は78回で、審査判定件数は平均で27.1件となっておりますが、1回あたりの審査件数を増やすことにより開催総数は減少をしておりますものの、認定総件数は2,112件でほぼ昨年同様であります。

続きまして、認定第9号介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額9億1,327万1,375円、歳出総額8億9,684万1,735円、歳入歳出差引額1,642万9,640円を平成20年度へ繰り越すものであります。介護給付費に係る過年度

分返還金と追加交付分を加味した実質単年度収支は982万9,329円になるものであります。

高齢者数の増加は依然として続いており、要介護認定件数は2.2%の増加となっておりますし、また、要介護認定者数は、4.2%増加をしております。

歳入につきましては、第1号被保険者の増加に伴い介護保険料が若干増加しております。また、18年度の制度改正により遺族年金などの非課税年金からも特別徴収が可能となったことによりまして、特別徴収の割合が高くなっております。

歳出につきましては、要介護者に対する給付であります介護サービス等諸費については、認知症高齢者にサービス提供するグループホームが新規に整備をされたことや、18年度の制度改正により養護老人ホームが新たにサービス事業者指定されたことにより、居宅サービス給付費が増加する一方、施設サービス給付費が若干減少をしております。全体としては、ほぼ横ばいの状況であります。要支援者に対する給付であります介護予防サービス等諸費につきましては、受給者が増加したことにより給付費も大幅に増加をしております。保険給付費全体では、3.6%の増加となっております。

今後も高齢者は増加することが予想されますし、必要とするサービスが必要なときに受けられるよう、サービス提供基盤の整備は今後も行っていかなければなりません。一人でも多くの介護サービスを必要としない活動的な高齢者を増やす取り組みを進めていかなければならないというふうに考えております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、別冊の平成19年度決算の附属資料及び決算審査意見書を御参考に、御審護賜りますようお願いを申し上げます。決算報告を終わります。

議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第36．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（田中 稔君） 日程第36、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） では、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、介護保険についてでございますが、これは皆様方も御承知のように介護保険は市町村が保険者であり、事業計画は3年ごとに改定をされます。来年の4月から3年間は第4期事業計画の期間となっております。各市町村には既に基本的な考え方などが厚生労働省から示され、当町でも事業計画づくりが始まっていると思います。今回の改定でいろいろな問題点がいくつかあります。

まず第1に、介護保険料の改定です。これは介護報酬との関係が出てくるのではないかと思っ

ております。介護報酬については過去2回の見直しが行われておりますが、03年、06年の過去2回の改定では全体として介護報酬が削られるマイナス改定となっております。今、この介護報酬の引き下げが人材不足の原因となっております。また、劣悪な労働条件のもとにもなっております。現在では介護報酬の引き上げは国民的な要求にさえなっているということは皆様方も御存じのとおりだと思います。

この事態の深刻さは今、党派を越えた認識となっているとは思いますが、国会では審議の結果、来年4月1日までに政府が賃金水準などについて検討し、必要な措置をとることを求める介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律が全会一致で成立をしているところです。

しかし、この介護報酬の引き上げ、また、人材確保のための賃上げが保険料の値上げにつながるのではないかという、この問題があります。

まず初めに、介護保険料改定の当町の方向性についてお尋ねをいたします。

次に、当町にとって大きな問題があります。それは療養病床の縮小という問題です。

これは、介護方の療養病床・療養施設を2011年度末までに6割を削減しようとするものです。このままでは行く当てのない高齢者が生まれ、医療難民が出るのではと危惧をしているところです。

議会の対応といたしましては、6月議会で「療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書」を国の方に提出をしているところですが、当町の考え方、またどのようなこれから行動をしていくのかお伺いをいたします。

もう一点は、介護用品のレンタル料の問題です。介護用品のレンタル料は法的には規制はないと聞いておりますが、当町の事業所ごとのレンタル料金を見ますと2倍以上の開きがあるところがあります。年間をとってみますと、これは数万円の差が出てきます。これは高い保険料を払っている人から見ればまったく釈然といたしません。

町としての方針といたしますか、考え方はどのようになっているかをお伺いをいたします。

以上3点、よろしくお願いをいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 介護保険に関連をして3点質問をいただきました。

まず、保険料の改定の方向についてどうするのかという御質問でございます。

御質問にもありましたように、3年を1期としてこの事業計画を策定して来年の第4期の介護保険計画に向けて今、準備を進めているところでございますが、保険料につきましては御承知のように、今、一つは保険給付の動向 いわゆる、高齢者がどんどん増えていく。それに伴って保険給付費が増加をしていく。それを償っていく一つの保険料としてこれを見ていかなきゃいけ

ない、という一つのシステムがあることによる保険給付の動向というものがひとつ大きな決定要因になってまいります。

現実に給付費全体も平成12年度のスタートのときが約4億8,500万円でスタートして今、平成19年度が8億1,400万円ということで、倍近くなってきておるとい状況でもございます。こういった給付の動向というのはこれからも一つは高齢化社会を迎えておりますだけに、これからも続いていくということがひとつ大きなトレンドとしてあろうかと思えます。

加えて、今、御指摘にありましたように、介護報酬のあり方。これがやっぱり介護保険に大きく影響をいたします。

現実にありましたようにこの前から引き下げられました。平成18年の介護報酬の改定が行われたわけですが、全体で2.4%の削減ということで本町においても平成17年度の給付費が8億1,000万円であったんですが、平成18年度は7億8,000万円、減少をいたしておるわけです。19年度は今言った8億1,000万円ということでございまして、介護報酬がやっぱり敏感にそのままその給付費にも跳ね返っていくという状況でございます。

こうした中で、来年度に向けての介護報酬の改定というのがどうなっていくかというのは一つの大きな課題になってこようと思えます。今もありましたように、介護現場で一生懸命頑張っておられる方々の報酬を考えていかなければいけないというような社会的な一つの背景。こういうものもございまして人材確保をしていくためにも介護報酬を引き上げなきゃいけない、というのが国の方も、厚労省の外添大臣も先般も介護保険料の引き上げは避けられないというようなことをおっしゃっているようでございます。

いずれにしても、先ほど言いましたように、これからどういう形でこの辺の介護報酬が決まってくるのか、これからの予算編成の過程で具体的に明らかになってくるものと思われまして、さらにそれぞれ、各サービスごとの個別の報酬単価については21年1月社会保障審議会においていろんな考え方、諮問、答申が行われるということでございますから、この辺の動向もあわせて見ていかなければいけないと。そういうものをもろもろ総合的に判断をして来年度の我々の、この本町における保険料の決定にしていかなければいけないというふうに考えておるところであります。

それから、療養病床の再編でございますが、これにつきましては御指摘にありましたように、介護保険適用の療養病床については平成23年度で廃止、いわゆる医療保険適用の療養病床についてはこれは山口県の医療費適正化計画において4,153床とする目標値が今年の4月に示されております。したがって、介護保険適用の場合の療養病床についてはこれは老健などに転換をしていかなきゃいけないという状況にあらうかというふうに思っております。

そこで県の地域ケア体制整備構想というのが今年3月に策定されておりますが、この中では療

養病床の再編に関する基本的な姿勢というのは、受け皿を整備しながら再編を進めていかなきゃいけない。これが基本の姿勢として示されております。そこでニーズに応じたサービスを確保していくこと。転換以降、移行を尊重して それぞれの病院の移行も尊重していこう 転換への支援をしていこうと。こういうことが掲げられております。

本町において、やっぱりここら辺の県の動向等も背景にしながら転換の時期や転換先については医療機関の自主的な判断を尊重していくと。これを大前提にしてこれからの策定にあたっていきたいと。

したがって、医療の療養病床からの介護保険施設への転換については、サービス料は一応は見込みますが、必要定員数は設定をしない。することによって、定員を超過したことによって、指定の拒否等が生じないようにということを今、考えております。したがって、療養病床 平生町においては888床光輝病院がございます。この影響というものが大変心配をされるわけですが、今年6月にこうした各市町村でこういった会議を、保険事業計画の策定に当たってその前にそれぞれの病院から意向調査をしようということで、この6月に転換の意向調査が行われまして、それによりますと、介護療養型については老健施設へ転換をしていく、医療型のやつについては転換をしない。そのまま維持をしていくという方向が示されております。

したがって、こういった光輝病院の自主的な判断も尊重しながらこれからの計画を策定をしていきたいというふうに考えているところであります。

それから、3つ目でございますが、レンタル料金の価格差 介護用品のレンタル料の格差に対する対応ということがございまして、福祉用具の貸与等に関する介護報酬については御指摘のように公定価格ではなくて、現に福祉用具貸与に要した費用の額が介護報酬としてされております。また、現実にはこの貸与する価格についてはそれぞれ福祉用具そのものの価格プラス、いろんな設置費用とかサービスにかかわる費用等々、あるいは事業所の規模等の違いによって実際に価格差が生じているのも現実のようであります。今、御指摘のありましたように、場合によっては2倍以上の差があるというような御指摘もいただいておりますが、当然それぞれケアプランをケアマネージャーが策定をするときに、こういう福祉用具についても当然頭に置くわけでございますけれども、現実には利用者の状況、あるいはまた、臨機応変にそういうものが使っていけるということ、むしろ状況をにらみながらケアマネが、こういうものをという形のプランになっているのではないかと。そこでは価格をむしろ重視して対応しておるといふ現状がやや薄いのかなという、今、気がいたしております。

そういう意味からも、町が直接価格指導ということにはなりませんけれども、こういった福祉用具の貸与について レンタルについての価格については今、そのあり方について、また、それにかかわる報酬のあり方についても国も今、現実に社会保障審議会等において調査研究を行っ

ております。同一用具にかかわる価格差などについてその実態について、調査研究を行って早急に報酬のあり方について見直しを行い、適正化を図ること。こういうことで今、実際に検討が国においても行われているようでございます。

本町としては、毎月今開催をされておりますけれども、事業者連絡会議というのがございます。これは社協などの事業者や町と、それからケアマネージャー等も参加をしておる場でございますけれども、ここにおいてこういった価格に関する情報等も含めて情報提供をして、もちろんその利便性の問題と、あるいは今日までの使ってきたサービスの内容等もあろうと思っておりますが、あわせて価格に関する情報等も提供しながら対応していきたいというふうに考えているところであります。

議長（田中 稔君） ここで暫時休憩いたします。11時15分から再開します。

午前11時04分休憩

.....
午前11時15分再開

議長（田中 稔君） 再開します。淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） 介護保険について再質問をさせていただきます。

まず、保険料の改定の問題ですが、これは第1点として国庫負担が僕は少なくなったからじゃないかと思うんですね。介護保険そのものが高くなった原因というのがですね。これは介護に占める国庫負担の割合ですよ。これは介護保険が始まったとき、これは国庫負担は50%でした。現在は25%に引き下げられております。私はこの国庫負担の割合を50%に向けて引き上げ、保険料の負担を縮小をしていくことが今求められているんじゃないかと思っております。

この問題は町長もよく御存じのように、全国市長会、また全国町村会が長年にわたりこれは要求をずっとしてきていることと思っております。ぜひ、この要求実現のために行動の和を広げていただいて、奮闘していただきたい。これは要望で結構です。

それと、もう一点、介護保険の特別会計の基金保有額を見ますと、今、当町では4,885万円。このようになっていると思っております。これを1人当たりで換算をしてみますと1人当たり約1万3,000円になります。これを見ますと介護保険の値上げもなんとかやりくりをすれば値上げをせずにできるんじゃないかこのように思います。この辺のことをちょっと再度御返答お願いいたします。

それともう一点、レンタル料の問題ですが、これはここに資料を持っていますけど、同じベッドで月5,000円と月1万3,000円というのがあるんですよ。これは2.6倍ですよ。差にしますと。これは使用される方は500円と1,300円でそう変わりはありません。当町にとって、保険者の方で見ますとそれはその9倍あるわけですから相当の額になります。これを

1年間を計算をしてそれを何人かで計算をすると莫大な金額になるんじゃないかと思うわけなんです。だから、この辺を町としてもやっぱり指導というまではいかんにしても、いろいろ事業者の方とお話し合いをしてある程度のところまで引き下げる、そういうことをしていただかないと、ますます保険料の値上げにつながるんじゃないかと、こう思いますがその点2点についてよろしく願いをいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

まず最初の保有額 介護保険の準備基金の介護給付費準備基金の状況でございます。御指摘のようにこの平成20年の3月末 この3月末で4,885万281円。これが介護給付費の準備基金保有額ということに今なっております。

大体、周辺も見ましても3,000万円、4,000万円。田布施あたりは7,000万円というようなことで結構この基金で準備をして対応しておるとい、これ、今、申しました3年1期の短期の保険の制度ということでこの準備基金で対応していく。できるだけ借入れをしなくて済むようにやっていこうというようなことで今までも対応してきたわけですが、これから介護保険の計画をつくっていきますが、今、申し上げましたように、この計画でもし一つの保険料が、この準備基金がこういう格好で出てくれば、また次の今度の計画にそれを歳入として入れていくような格好になりますから、できるだけ本当はこの保険期間の中で使用することが一応原則という形になっておりますが、それを超えて例えば今言うように、4,800万円あればこれを次にそっくり回すというのではなしに、御指摘のように次の今から具体的な保険料を決定していく上で、いろんな給付サービスとか全体の計算をしながらその中で保険料をどうするかといったときに、その中に必要最低限の今言いましたようにいわゆる適正な水準を確保だけはしておいて、あとはそれを超える額についてはこれを今言ったように次に回していくと。今おっしゃるようによってそのことによって幾分そこら辺の保険料の緩和が図られていくんじゃないかというふうに考えておまして、全部次に回すということは、なかなかいきませんが、やっぱりある程度の基金は確保しておきたいということもありますので、その辺を踏まえながらできるだけそういった保険料のアップにつながっていかないような対策も一方で考えていかなければいけない。これはもう御指摘のとおりで、そこら辺の状況を十分判断をして対応していきたいというふうに考えております。

それから、福祉用具の貸与にかかわる問題でございますが、先ほども申し上げましたように、現実に今そういうような利用者の側では1割負担ですからそんなに、今おっしゃったように1万3,000円と5,000円と言っても1,300円と500円ですからそんなに違いはないようでございますけれども、やっぱり本当に保険者の方に見れば大変大きな負担に跳ね返って

まいります。

したがって、町が業者からこう借りてやられますから、業者にこうしなさい、ああしなさいというのはできないまでも、先ほど言いましたように、事業者連絡会というのがございますから、それぞれのケアマネさんもそこにおられますし、町ももちろん、それからいろんな事業者もそこに入って協議が毎月開催されておりますから、十分そういった、今言った価格情報を含めてこういう福祉用具の状況等々についても十分そこで情報提供をしてこれからの利用に当たったの判断の大きな素材にさせていただくということこれからやっていこうというふうに思っておりますので、十分現実にそういう状況があることも周知をしていきたいというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） 今、町長に答弁をいただいたところですが、ぜひ今、町長の発言どおりにこれから実行して行っていただきたいと思います。

では、その次の質問に移ります。次は雇用促進住宅の廃止の問題についてです。今、政府は雇用促進住宅を廃止をしようとしております。

この問題は国が住宅供給の一つの柱としていた雇用促進住宅を行政改革の名の元におおむね30年後に事業終了することを2003年に決めたことが発端ですが、2007年6月には15年間で譲渡・廃止する方針に変更をいたしました。さらに、昨年12月には福田内閣が2011年度までに全住宅の半分を前倒して廃止することを決めました。国や機構はこれまで住居者保護のため、入居したまま民間ではなく自治体などに売るのが基本とっております。

山口県内では23カ所1,047世帯が廃止対象にされております。当町でも平生村の2棟、平生第二、大野南の2棟が廃止対象となっております。入居戸数は双方4棟で98戸となっておりますが、これは既に今年4月からは新規入居者は停止をされております。今、入居されている人、普通借家契約、これは2003年10月までの入居者ですが、これと定期借家契約2003年11月以降の入居者これに区別しております。

これは、黙っておれば説明会もなしに、今、説明会もなしに追い出しを迫られる人が出るのではないかという危惧がされております。また、このままでは行き場のない住宅難民も出る恐れがあると思います。当町の対応はこれについてどのような対応をするのか、まず初めにお聞きをしたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 雇用促進住宅の廃止についての動きに対して当町はどう対応するかということでございまして、ありましたように県下23カ所というふうにありました、11市2町が対象となっておりますのでございます。

一連の経緯につきましては今日まで今年の3月、それからこの前の8月の委員会、そしてまた

先般の全協等で経緯については報告をさせていただきましたけれども、平成23年度までに廃止をするという方向で、それまでいろいろ話はあったわけですが、材料が全くわからない状況の中で具体的な話ができないというようなことで、今日まで至っていたわけですが、先般もありましたように、この町が譲渡を希望するかしないか今年中に回答して欲しいと。こういう国の方からの今、話がきております。

当然この大事な問題でありますからこれから議会においても御協議をお願いをしたいというふうに思っておりますが、当然ありましたように、この7月の時点で平生が45世帯、大野が53、98世帯今、現実に住んでおられます。既に入居者には周知のチラシを配布をされておりまして、先ほどありましたように定期入居の契約者2年ごとの更新の場合はこの12月以降は契約更新はしない。ずっと今までおられた方、契約をされとった方についてもこれからそういう形に対応を迫っていくと。チラシには2点書いてあって、定期入居者の契約者とは12月以降は契約をしませんよというのが一点。それからもう一点は、この建物そのものについてはその譲渡について町と協議をしていきますということを2点書いて住民に周知がされたようでございます。

そういうものを踏まえながら我々としてもこれからこの扱いをどうしていくのか。当然今、現実に入居をされておられる方々の住宅対策、そして現実にこれを譲渡していけば町としても実際に職場を持って働いておられる方もあるし、それから町のもちろん税金も払っていただいておりますけれども、逆にこの譲渡を受ければその分今度は維持管理費というのが将来にわたって発生をしてくると。こういう譲渡をした場合の、あるいはまた譲渡を受けなかった場合、メリット・デメリットがそれぞれあります。

これは、本当に悩ましい問題でありますけれども、こちら辺について十分検討をしながらできるだけこういった将来の財政状況も一方でらみながら現実に取れる政策的な判断をどこに求めていくか。これはできるだけ早いうちに我々も結論を出していかなきゃいけないというふうに思っておりますので、当然今回もまたこの議会においても、委員会の皆さんにも御相談を申し上げながら御協議をいただきながらそういう状況をもろもろ踏まえた上で町としての方向づけをしていきたいというふうに考えているところであります。

議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） これは今、町長もおっしゃいましたが、ただこういう紙がパツと入れてあるだけなんですよね、郵便ポストに。それで周知徹底とこういうわけですよ、国の方は。何で周知徹底かと。風で飛んでしもうたらどうしようもできんわけですよ。それでも周知徹底なんですよね。たったこれだけ僕はコピーさせてもらったんですが、それが周知徹底なんです、国と機構は。

こういう問題が果たしていいもんかどうかという問題もあるわけなんです、これはちょっと

違う立場ですが、日本共産党が8月26日に行った政府交渉で舛添厚生労働大臣は「入居者の声を聞き、説明会をきちんと開き、一方的な形で入居者を退去させることのないように指示をしたい」とこういうふうに述べ、改善を今約束をしております。これにより契約終了期間が1年間延長をされることになりました。これはきょうの新聞にも載っております。また、高齢者などの退去が困難な場合は退去期間猶予も検討をされているところです。

この検討時間が1年延びたわけですから、町としてもこの入居者に対して聞き取り調査など、また相談窓口を開設をして、私はこの今、98世帯おられます。そうすると、掛ける2とはいかんけど、200人近い人が住んでおられるんじゃないかと、こう思うんですよ。この200人という数は大変な数ですから今言いました聞き取り調査、また、相談窓口こういうことが開設できるかどうか、その辺のことをお伺いをしたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 相談窓口ということでございますが、今、申し上げましたように、町として、これは、大事な問題でございますし、住宅対策、町の人口対策、定住対策こういったもろもろの形もかかわってまいりますし、それとやっぱり一つは将来の財政負担のあり方。こころをやっぱり総合的に判断をしていかなきゃいけない。

したがって、まずは住んでおられる方々の気持ちといいますか、そういうものはいろいろ折に触れて我々も調査する機会は十分あると思いますし、あえてここで窓口ということまでは今考えておりませんが、いずれにしてもまず大きな方向をどういう方向でこれから考えていくのかという考え方を、整理をしていかなきゃいけない。これも猶予が1年延期されたというような話もありますけれども、国との協議というのはこれはもうずっと続いていきますから、どっちにしても。しっかりした方向づけを町として、していきたいと。その中で今後の具体的な対応についてとっていかなきゃいけないだろうというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） これは先ほど申し上げましたが、やっぱりこのまま突き進んでいきますと、やっぱり私自身考えるところによると住宅難民が出てくるんじゃないかと。これは今ちょっと調べさせてもらおうと平生で2万700円ですかね、1カ月。それで大野で2万8,000円。そういうところというのは1Kというかこの辺の住宅でも4万円ぐらい1Kですから。そういうところから見るとこれは町としてもやっぱり力を入れて約200名からおられる人を住宅難民を出さないように、これをぜひやっていただきたい。

この要望をいたしまして質問を終わります。

議長（田中 稔君） 次に、細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） それでは通告に従いまして、まず救急搬送の整備について質問いたします。

一昨日の9月9日は救急の日でした。今回の私の質問は全国的に問題となっている救急出動の著しい増加をテーマに上げたいと思います。

柳井地区広域消防組合の火災救急救助年報によりますと、平成4年に約2,000件であった救急車の出動が平成11年には約2,500件、平成15年には3,000件を超えるなど全国と同様の動きを示しています。

18年では実に3,460件の出動要請があり、管内の人口で割ってみますと22人に1人が救急車のお世話になったということになります。搬送種類でいいますと、急病が一番多く約60%、次に一般負傷 けがなどですね が13.6%、病院間の転院などそういった移送関係が13.7%、交通事故が10.7%となっています。前年に比べ急病関係が111人増えています。年齢別では65歳以上が63.5%、成人が30.6%、少年が2.7%、7歳未満が3.2%になっていて60歳以上の高齢者の割合にすると7割というふうに非常に高く、これから先はもっと増えていくことが予想されます。

そうすると許容量を超える事態も考えられるのではと心配しております。救急車を呼んだのになかなか来てもらえないとか、受け入れ病院が見つからないなどのことを本当に心配されると思います。救急隊員の数を増やすなどは厳しい財政状況からなかなか難しいと思います。そこで、少しでも出動を減らすのにはどうしたよいか。また、果たして減らすことができる余地があるのかと申しますと、ちょっと調べてみましたら救急車を呼ぶときの身体状況の程度 軽度とか中度とかけっこう重い方とか そういったものの分析がしてあります。緊急性の低い軽症なのに救急車を呼んでる割合、これが平成13年には全体の29%占めていたものが、平成14年には32%、平成15年には34.7%、16年には36.8%、17年には35.6%と徐々に増えております。18年には36.2%で人数にすると1,183人となっております。管内で1,183人となっております。この部分が何とかできないでしょうか。

これからの高齢者の人口の伸びを考えると町民の安全安心のよりどころとなっている救急体制が危機に瀕していると言わざるを得ません。そこでこの軽症者への対応も含めて町内における救急車出動の動向と分析・問題があればその対応策をどのように考えておられるかを質問いたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今、御質問いただきましたように、救急車の出動の動向と課題ということで町内における実態ということにつきましては、総務課長の方から答弁をいたしますが、広域で一部事務組合でやっておる状況でありますからその辺については一定の把握をする上で十分、

町として把握をしているのとは、また、違う状況あるかもしれませんがお許しをいただきたいと思います。いずれにしても、できるだけそういう救急車、本来一刻を争う状況で本当に助かる人を助けなきゃいけないというのが一番基本だろうと思ひまして、軽症であったり、あるいは極めて不適切な利用がされるというようなケースが今日まで　これはもう全国でも問題になっております。

私が聞いたのは横浜でとにかく風邪気味だというんでズカズカと　救急車がいったら　風邪を引いとるからと言うので乗り込んできちゃったと。飲んで動けなくなったからきてくれと。30分後には救急車1台。出前並みの使われ方がするというようなケースが現実にあるようで、横浜市では悪質な利用者に罰金を科していこうかというような条例も検討するんだというような話を聞いたことありますが、その後どうなったかちょっと私も承知しておりませんが、きょうのニュースでNHKのニュースでちょうど救急車の出動件数が全国的、全体ではやや減少してきておると。それは背景　その理由は何かと言いますと、そういう救急車をもっと適切に本当に必要な方が利用できるように適切な利用を呼びかけていく、そういう一つの啓発広報活動がある程度功を奏しているのではないだろうかという、きょう、ニュースの中でけさその話をしておりました。

したがって、本町の場合でも現実は何回も救急車を呼ばれたというようなケースもあるようでございますので、できるだけそういう広報をはじめ、折に触れて町民の皆さんに適正なこうした救急車が活用されていくように呼びかけていく活動というのは、これは我々の課せられた課題だというふうに思っております。そういうことも大きな課題、それから取り組むべき我々の仕事だというふうに思っております。

町内での現実に今どういう状況の中身については総務課長の方から答弁をさせていただきます。議長（田中　稔君）　高木総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（高木　哲夫君）　ただいまの救急車の出動の状況の町内の実態あるいは動向ということでございますが、議員さんおっしゃいましたように、ここ10年間の全体的な出動件数も増えてきております。ただ、18年から19年については若干、全体ではちょっと下がっているかなというところでございますけど、ほぼ同様の数字を示しております。

19年の結果だけ申し上げますと、広域圏内においては全体出動件数3,460件という状況の中で、その内訳でございますが、柳井市が1,482件一番多いところでございます、43%、周防大島町が1,362件39%、平生町が420件、12%、上関町が192件で6%ということで出動の割合というのはそういう状況ではございますけど、これを人口1万人当たりで換算をしてみますと、周防大島町が一番高く623人、次に上関町が487人、柳井市が384人、平生町が295人と構成する1市3町の中で人口1万人に想定すると一番利用が少ないというの

が本町における実態でございます。

なぜかと言いますと、やはり周防大島町あるいは上関町高齢者比率が高いと、先ほどもおっしゃいましたように高齢者が利用する率が高いということはやはりそういう周防大島町、あるいは上関町で利用が人口の割りに多いというのはそういう原因であろうかなというふうに思っております。

平生町の町内の種別、救急出動の理由でございますが、やはり19年中の420件の中で見ますと、急病がやはり283件、これは約7割というところで急病がほとんど全体でもそうなんですけど平生町でもそういう状況が見えます。次に一般負傷で56件、次に交通事故が30件とこういった割合についてはその年々でほぼ同様の割合を示しておるということでございますけど、やはり急病による救急車の出動が多いというのは実際の状況でございます。

また、先般消防組合の方から相談を受けた事例が一つありまして、1週間で町内の方が、1人の方が38回「119」されたというような実態もございます。特別生命にかかわるような状況ではなかったようでございますけど、そういう状況がある中で救急車の利用ということについては、やはり消防組合についても頭を痛めておるとというのが実態だろうかと思います。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 高齢化の割には平生町は295人と1万に対して295人と上関、大島と比べると少ない。これはまたいろんな分析ができるんだろうと思いますけれど、高齢者の対応をこれからどうしていくか。先ほどの町長が言われましたような安易な利用も、もちろんどうしていくかというようなお話になるんでしょうけれど、消防署としては119番通報受けるとまこと命にかかわることですから、軽いかとかその辺かなと思われても来ざるを得ないのではないかと考えられます。

まだうちに余力がたくさんあるよと言うんだったらいいんですけど、軽症者の対応に追われて一刻を争う重症患者の搬送に時間がかかったり、病院の当直医においては重症患者や入院患者に目が届かなくなるなどの恐れも考えられます。

何よりも私心配するのは二次救急医療体制の疲弊、もちろんお医者さんの疲弊もですけど、救急隊員の疲弊もそうですけれど、今、この管内では救急告示医療機関は5施設となっておりますけれど、全国的には医師不足を理由に救急車を受け入れる救急告示を撤回する病院が相次いでおります。相次いでると聞いておりますから、また、小児科医や産科の轍を踏まないようにこれからは必要な人が必要なときに救急医療が受けられるように今からこの体制を大切に守っていかないといけない時期にきていると思うのです。

実際どうするかという話になるんですけど、先ほど広報で適切な利用を呼びかけるかというお話もございました。休日・夜間の診療所の話や心の救急相談電話とか小児救急相談電話、電話

相談なども広報には載せていらっしゃいますけれど、柳井がこの前「119その前に」という特集を組んでおられて、これは結構いい特集を組んでおられます。休日夜間応急診療所のこととか、その相談電話のこととか、二次救急がどうしたとかいう話もしっかり書いてありますし、救急車を呼ぶときのポイントとかいうものも書いてあります。

救急車を呼ばれるのは冬場とそれから8月が一番多ゆうございますので、そういった時期に効果的な広報活動をされてはどうかと思います。

高齢者の場合はすごい心配で呼んでしまうというのもありますので、その辺の対応をどうしていくか。ちょっと風邪気味でたいしたこと、病院に行くほどのことはないんだけどきょう心配なんよと言われる方はいらっしゃいますので、そういった方に対しては例えば施設に空きベッドが1つ、2つ確保しておいてそちらへ泊まれるようにするとか、施設なんかは看護師とかおられますのでそちらの方で泊まれるようにするとか、人的なもの、一晩ついておけるような人的なものを確保するとか、いろんな方法があるのではないかと思います。

あとは、歩けなくてという結構お年寄りで大野も佐賀もそうですけど、結構狭くて車がなかなか入れない、じゃあしょうがない救急車呼ぶかというのも聞いておられますので、そういったもののへどう対応していくか、その民間の救急のサービス事業は都市部はたくさんございますけれど、そのあたりを例えばタクシー会社とタイアップして担架や車いすなんかを持っていけるようなタクシーをお持ちの業者もありますから、そのあたりの育成なんかはどのようにお考えでしょうか。

あと、県内を今13消防本部と消防局があるんですけど、これを4本部に集約するという県の広域化推進計画も今出ておりますよね。これが現場にどう響くか、救急体制がどうなるか、こういう心配もございますので、これについても住民への情報提供が必要じゃないかと思っております。ぜひ住民と協働といいますか、住民にこういう救急体制のいろんなことを知らせることによって、住民がいかに自分たちの救急体制を守っていくかというあたりが大きな一つのポイントになりますので、そのあたりのことも含めて広報は出していただきたいと思うんですけど、とりあえず、民間救急サービス事業なんかを視野に入れて育てていかれないかをお伺いいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 現実を踏まえて一つの提言として今、民間のサービスもというお話でございました。

現実にそういうことを検討しておるようなところもあるようでございますが、いずれにしても現実を踏まえてどうあるべきかというのは、今全国的な話をしましたが、もう一度例えばここで言えば、消防組合等十分意見交換をしていきたいと。地域もかなり大島まで含めて広い地域の中でさっきあったような利用状況の中でこれを今後どう、本当にいきめに行くように生かしていくのかということをもう1回十分また意見交換をして、対応できるところは対応していくようにお

互いに連携をとって、市・町が対応していきたいというふうに考えております。

それから統合に向けてのいろんな今対応が行われております。この辺もせっかくそういうことで大きくまとまって対応していこうということであれば、いろんな消防資器材あるいはこういった救急車等々、今はもう本当に情報化社会・時代ですからそういうものを生かして十分そういうものが活用できるような体制。そのことによって現場 今の計画ではできるだけ総務的な仕事のところを絞り込んでいって現場の人数は確保していきたいと。こういう今考え方で現場でできるだけそういった資器材も活用していきたいんだという話も聞いておりますので、我々としても現実のこうした地域住民のニーズというものを十分踏まえて、それにこたえていけるような住民サービスが低下をしないようにしっかりやっていただきたいということは、この統合にあたっても町として申し上げているところでございます。

そういうことを踏まえてここの辺の対応をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 柳井管内のことでございますので、構成市町とのいろんなやりとりもあるでしょうけれど、いろいろ調べてみますと、例えば救急を受けて余り救急を要しないような感触があったとか、そういった場合は3人体制を2人にするとかしているところもあるように聞いております。3人で出動しないといけないところを、2人で出動するかというような方法もございまして、そういったいろんな知恵を皆さんとたたき上げて何度も言いますが、安全で安心なまちづくりは町行政の要ですから円滑な救急搬送と受け入れ医療体制の整備のために財政状況も考えながら住民に現在の状況をしっかり発信して、命にかかわる大切な救急体制を住民の理解と協力を得ることで守り育てていけるよう今後の取り組みに期待して、私の1つ目の質問を終わります。

それでは2つ目の質問に入ります。

2つ目は新規就農者への支援についてお尋ねいたします。

皆さん御存じのように、国のカロリーベースでの自給率は40%を割っています。また、輸入食品の安全性の問題が新聞をにぎわしており、国民の注目するところとなっております。

しかし、農地の荒廃は進み続け平生は近隣でも特に荒廃が進んでいると言わなくてはなりません。何か手を打たなければと強く考えております。

牛の力をかりるとか町もいろいろと試みていらっしゃいますが、効果がいまひとつないのが状況です。せめて平野部の荒地を何とかしたい。樹木なんかが生えると建設機器などを借りないと復元ができなくなります。そうすると非常にお金もかかってきますので、せめてこの平野部の活用がなんとかできないか。そう考えると農業の担い手をどう発掘・育成していくかという話にな

ります。

そこで今回は、特に新規就農者に絞って質問をいたします。

国や県も対策支援事業をそろえてはいますけれど、直接新規就農者とかかわるのは町だと思えます。その町の支援対策はどうなっているのでしょうか。募集方法とか応募があった場合の就農に伴う手続きなどの指導とか協力体制、住居や農地の確保、生活給や所得の保障などいろいろこうやっているところもありますけれど、平生町においてはどういうふうに新規就農者を育てる環境を整備しているかお答えください。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 新規就農者への支援の内容について御質問でございます。御指摘のように、本当に農業を再生していく上で、この担い手、これがやっぱり大きなポイントだと思います。もう、新規就農者もできるだけ裾野が広がっていくように取り組みを進めていきたいと。これはもう基本としてそういう考え方を持っております。特に、農地の輪転等についても農地情報バンク、農地の登録台帳をつくっているんな情報提供が行われるような体制づくりも、今、農業委員会等の皆さんの御協力もいただきながらこうした輪転の取り組みができるような準備も今いただいております。

いろんな、今ありましたように、住居の確保、所得の保障、それぞれ支援事業含めてそうですが、いろんなそういった情報についてはホームページのU・J・Iターン情報でいろんな相談窓口を設置してありまして、不動産物件等の情報提供等も含めて今、行わせていただいております。

技術研修等についてもそれぞれ県の農林事務所JAと一緒に今、対応をさせていただいております。特に研修の関係で言いますと、平成12年から、ちょうど私も町長になってすぐのころに県の農林事務所に随分提案をしまして、南すおう営農塾というのをスタートをしてくれました。それが今も続いてありまして、毎年20人程度行って、平生町も今調べてみますと今まで37人の卒業生がおられます。農林事務所やJAがみんな協力をしてこうした取り組み 技術の指導を含めて 営農塾で指導いただいておりますというような状況が一方でございます。あわせて……。

議長（田中 稔君） 町長。チャイムの間ちょっとしばらく発言の停止をお願いします。

再開いたします。

町長（山田 健一君） あわせて支援事業についても今ございましたが、一つは就農定住円滑化対策事業、これは今言いましたように、いろんな農業経営する上でのそうした研修費等についての助成を行う、これは町も2分の1を行うと。新規就農資金 資金の借受等についても町が2分の1、それから山口の多彩な園芸産地育成事業、これは園芸関係パイプハウスを導入する場合の経費助成。これも町がかかわっていく。こういうような町としてももちろん県や町と一緒に

こういった助成措置を設けておりますので、できるだけアドバイスしながら、こういうものも活用しながら新規就農に道が開いていけるように努力を引き続きしていきたいというふうに思っております。

大変大事な新規就農者対策ということにこれからも恐らくなっていくだろうと思いますので、十分この辺については今もそれぞれ、指導いただいておりますこの地域における指導者の皆さんも含めて十分協議をしながらこれからも対応していきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 補助なんか、県や国と協力しながらいろいろやってらっしゃることを聞いて、でも、なかなか新規就農者がいないのはどうしてかなあという気もするんですけど、情報を発信するのにホームページをとおしゃっておりました。もちろんホームページに載せるのもすごく大事ですし、新規就農の情報をパソコンで打ったときにそのまま平生町にリンクできるようになっているんだと思うので、そういうふうには今は情報化の時代ですので、いろんなところへ、どの程度のエリアというのがあるでしょうけれど、そういったエリア向けの情報発信の仕方、個別の情報発信の仕方を少し考えられるというのもいいんじゃないかと思います。

全体的な情報発信の仕方というのは無味乾燥的なもので山口農林振興公社のホームページなんかを探すと出てくるんですけど、あんまりキャッチコピー的なものがよくないというか、一般的ですので、例えば年齢別な呼びかけ、それから男女別の呼びかけ等、Uターン、Jターン、Iターンに向けた呼びかけ、ちょっときめ細かい情報の発信の仕方をこれからされたらどうかというのと、マスメディアを使う方法、例えばこの前体験農場を平生町でやられましたけれども、ああいったときに、あれはもちろんそういった就農者を掘り起こす一つの情報発信の場でしたし、9月9日に中国新聞に載っていた田布施の「空き家バンク制度」もこれもホームページに載せて定住促進を図るというお話で、ついでに耕作放棄地を斡旋する「農地バンク制度」も一体的に運用して農地情報も提供するとかいうお話も出ております。平生町は住宅の方は、すみません、今ちょっとよくわからなかったんですけど、「空き家バンク」をいつぞやどうかねという話があってそのままだったような気もするんですけど、例えば町営住宅というか、そういったものを利用しての住居の確保は考えてらっしゃらないかちょっとお伺いいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） いろいろ相談等も現実にはあると思います。経済課長の方から答弁をさせていただきます。

議長（田中 稔君） 中本経済課長。

経済課長（中本 羊次君） 住居につきましては今のところ、今、御指摘のように「空き家バンク」等のそういうふうな制度は考えておりませんが、今これから県の支援の中に住宅等の空き

家等を県と一緒に修理して使っていくというようなそういうふうな支援制度もございますので、もし、そういうふうな新規就農者の方に対してはそういった制度を利用して行ってきたいと考えております。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） そういうのも早急に準備していただきたいと思います。

先日ちょっと新規就農をしようかなという方がいらっしゃったんですけど、住居がちょっとみつからなかったというふうな話も聞いておりますので、そういった町営住宅も、例えば空いているところがあったりしたらそちらの方をちょっと少し整備して、その物件がありますので、独身は入れませんので、ひとりでも入れるような形にさせていただくなど、そういったことも考えていただきたいと思います。

町内農業はここ4、5年が正念場だと私は思います。本当に踏ん張りどころだと思いますので農業関係機関と連携をとりながら町の熱意ある旗振りを期待いたしまして、私の質問を終わります。

議長（田中 稔君） ここで暫時休憩いたします。1時から再開します。

午後12時07分休憩

午後1時00分再開

議長（田中 稔君） 再開します。藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） それでは、あらかじめ通告しております、次のことについてお尋ねをいたします。

安心安全なまちづくりについてであります。

1番としまして、交通安全対策についてであります。県道の光上関線の佐賀地区のJA佐賀支所付近の横断歩道の件でございますが、この付近は高齢者の方が買い物に多く通われるところでございます。火曜日には朝市も開催されるようになっております。と申しますのが、高齢者の方たちが老人カーを引っ張っていくわけでありましたが、佐賀小学校の陸橋からと、若者住宅の町道のつけかえ線であります小森藪線の交差点の付近が適当ではないかというように言われております。地域の要望が高いので整備をお願いしたいわけでございますが、この県道は県の公安委員会等の関係もありますので、実施がどうなるかお尋ねをするわけでございます。

それから2点目としましては、最近の自然災害に対するお尋ねでございます。

最近局地的な集中豪雨が多発しておるわけございまして、地震とか台風とか自然災害に対する施策が求められているわけでございます。

1点としましては、災害通報を受けた後の町の職員の配備体制とか、あるいは自主防災組織と

なる自治会の対応についてでございます。

2点目は、台風や集中豪雨による土石流・がけ崩れ・高潮・洪水等の被害を予測したハザードマップの作成はできないもんじゃろうかということでございますが、以上2点を御質問いたします。よろしく申し上げます。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをいたします。

まず、安全安心なまちづくりについてという大くくりの質問の中で、一つは交通安全対策、一つは自然災害に対する施策ということに分かれようかと思えます。

まず最初の交通安全対策でございますが、とりわけJA佐賀支所に高齢者の方々がいろいろ行かれるのに横断歩道についてどうかという今、御質問がございました。

本町の交通安全対策ソフト・ハード両面にわたっているいろいろ取り組みを進めてきておりますし、特に交通安全施設の設置については道路構造等にかかわる、あるいは道路構造の保持・保全にかかわるものについては、これは道路管理者。横断歩道・信号機など交通安全といわゆる交通の円滑化にかかわるものについては、公安委員会が対応するということになっておるわけでありまして、御質問のありましたJA佐賀支所の前でございますが、確かに手前は佐賀小学校のところへ陸橋がありますし、ずっと行きますと佐賀出張所の前に横断歩道、その間がかなりカーブがずっと結構あります。そういう状況の中で少し直接的にはあそこのJAの支所の前というのはなかなか難しいかなあという気もしますが、今、お話がありましたように小森藪線のあそこの定住住宅の付近というのも一つの考え方だろうと思えます。

こういうお話がありまして、早速今、ちょうど今から、21日から秋の全国交通安全運動が展開をされます。その期間中に町と道路管理者、それから警察一緒に現地を一応点検をしてどういうこれから改善策が取れるか検討しようということで今、話を進めさせていただいておりますので、また、地元の方々のそういった意向もお伺いをするところになると思いますが、そういう段取りでこれから県とも協議をしていくということになると思いますのでよろしく御願いいたします。

それから、自然災害に関連をして、まず災害通報を受けた場合の職員の配置体制あるいは自主防災組織となる自治会の対応と2点ここで今ございました。

確かにかなりこの前からいろんな集中豪雨等いわゆるゲリラ豪雨というふうに使われておりますが、局地的なこういった被害が出ております。我々としても十分注意をしていかなければいけない状況だと思っておりますし、災害時においていわゆる大雨洪水等に対しての警報が出された場合は、いわゆる町の防災計画に基づいて第二警戒体制ということで、担当である防災担当の総務課あるいは建設課。それぞれ役場に待機をして見回りや応急対応が取れるようにして対応して

いくということになっておりますし、自主避難をされたりした場合の施設に職員が張り付いて対応をするというようなケースも今日までやってきております。

平成17年の台風14号の時には、ちょうど満潮時と重なるということで自主避難の呼びかけをさせていただきましたが、そのときは防災行政無線あるいは広報車で呼びかけを行いながら、特に海岸線に位置する自治会については自治会長さんにそれぞれ連絡を取って自主避難の呼びかけもさせていただいたという経緯がございます。いろいろそういう情報があれば、まず職員が現場の状況を確認するという対応をしておるのが現状ですし、これからもそういう形になると思います。

それから、自主防災組織でございますが、144自治会、一応97の自治会で今、組織されております。組織率が67%。世帯別では78%ということになりまして、この自主防災組織がかなり力を入れて結成をする取り組みを町としてもやってきましてから、問題はそれが大分できあがってきましたから、しっかり有効に機能するようにこれからやっぱりしていかなきゃいけないというのがこれからの大きな課題だというふうに受けとめておりますし、特に今年はそういった意味からも11月には曾根地区において自主防災組織が主体になった合同防災訓練を実施をする準備を今進めております。

災害発生時における円滑な避難体制と防災意識の向上、こういうことによって地域の防災力を高めていく努力をしていかなければいけないというふうに思っております。特にこれから昨年御承知のように、「災害時要援護者マニュアル」策定をいたしました。それに基づいた避難支援のプランを策定をしながら実践的な避難訓練といいますが、そういう誘導體制の確立というものが避難誘導ができるような体制が実際にこの自主防災組織が機能するようにこれからの対応を強めていかなければいけないというふうに考えているところであります。

それからもう一点の、ハザードマップについてでございます。

今年は御説明申し上げておりますように、大内川と田布施川、灸川この3河川対象に国・県の補助を受けて今洪水ハザードマップを策定しております。現在作業を進めております。これでほぼ平生町のこの平野部といいますが、この辺についてはカバーできるというふうに思っております。

土石流・がけ崩れ等については昨年県が土砂災害危険マップを策定しましたので、これを昨年9月町内13地域に関係住民に配布をさせていただいたところであります。

沿岸部の高潮ハザードマップでございますが、これはなかなか今補助事業としてお願いをしておりますけれども、どうも24年度以降になりそうな状況というふうに聞いております。したがって、佐賀地区において今、海岸事業で使っております浸水想定区域図面があります。それと防災マップといいますが、そういうものを一体にした簡易な高潮ハザードマップを作成できないか、

今、検討を指示をいたしておるところでございます。

できるだけそういった住民にとってもわかりやすい、あるいはまた避難の参考になるようなそういう簡易な形であってもそういうハザードマップができないか、今、検討をさせておるところでございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） 交通安全につきましては道路構造令の中で大変難しいということでございますが、現実には、現地では非常に危険なことがあるということを聞いております。中には「わしゃあ、行ってもいいんじゃないが、どうじゃろうか」という人もおるらしいですね。やった方が困るようなことで、これじゃあ困ると思うんです。そういうことで、ぜひともできればそういう施設をつくっていただきたいというふうに思います。

それから、豪雨の件でございますが、2日前には岡崎市では146ミリの集中豪雨があったと報道されております。現在田布施川とか灸川、大内川というふうに聞いておりますけれども、熊川のポンプ能力があるわけでございますが、これが何ミリの雨量がさばけるのか、つくった当時からかなりポンプは増設はされておるといふふうに聞いておりますけれども、今までの経緯から申しますと40ミリを超えたらちょっと難しいんじゃないかというふうなこともございました。でありますので、これが増設された後に何ミリぐらいの降雨量 時間雨量ですね 時間雨量で能力があるのか。これをお尋ねしてみたいと思います。

それから、第二体制とか言われますが、これは総務課長と建設課長が警報が早いと星が出ちよっても出ないといけんというのが経験した私の感じ方なんです。だから、その辺の職員の配備体制がなかなか難しいわけでございますけれども、その辺の図上演習といいますかそういうことも必要じゃないかというふうに思うわけでございますが、熊川・堀川のポンプ等についてよろしく願いいたします。

議長（田中 稔君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 大内川の排水機場でございますが、これにつきましては現在6機ポンプがすわっとりまして、能力とすれば1秒間に32トンの排出能力も出ます。この能力につきましては、現在進めております大内川水系の河川改修をした後にでも能力としては可能という計算での設置でございますが、ちょっと今何ミリの雨量に耐えるかという資料はちょっと持っておりませんので大変申しわけございません。

議長（田中 稔君） 藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） それでは次にまいります。

2009年度の概算要求のことでございますが、新聞では各省庁の概算要求は発表されてお

ます。これは国の予算編成の中で各省庁が例年8月末までにまとめたものを財務省が翌年度予算の概算要求を行なうということを押さえ込むといいますが、そういう歳出規模を押さえて各位の申し合わせにより予算年度の枠を設けるという制度でございまして、これも昭和57年からゼロシーリングとかあるいはまたマイナスシーリングという措置がとられておるわけでございますが、この要求基準がそれぞれ発表されておりますけれども、この中に当町 平生町が求めている主な事業というものがどのくらい含まれておるのか。アバウトでいいわけでございますが、わかればお示しを願いたい。これが12月の予算編成の中で大きな骨格として組まれるというふうに思うわけでございますが、なかなか各省庁も厳しい状況でございますので、現在のところそういうものがどのような格好で含まれているのか。そういうことをお尋ねしたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 国の概算要求についてはけさも触れましたが、かなりそれぞれ各省庁からの要望というものもあって、かなり膨らまってきたという状況だと認識をいたしておりますが、その中で本町の要望しておるものがどのくらい具体的に含まれているのかというのは、まだ本町として大きな特に事業を抱えておれば 例えば岩国の基地の問題とか 大体その動向について察知できますが、いろんな個別の事業をひっくめて海岸の事業だとか、あるいはそれぞれ公共下水だとかいろんな個別に要望しておる事業については、トータルで恐らく要望されておるものと思ひまして、どのくらい平生町の事業が含まれておるのかというのは町としてまだ把握をいたしておりませんし、具体的な来年度の要望についても実は今から毎年これは県を通じて事業に対する要望 国に対する要望を行なっているわけですが、これは来月になると思ひますが、また知事に直接お会いをして要望していくという段取りを今いたしておりますが、来年度のいわゆる予算要求とりわけ今、それまでは我々とすれば大きな眼目として町村会等を通じてこの前から申し上げておりますような学校耐震を進めていくに当たっての補助単価を引き上げて欲しいとか、あるいはまた、医療の問題で言えば地域医療の確立、特に医師の確保。こういったことをそれぞれのそういった団体を通じて要望していくというのが今日の段階というふうにとめております。これから具体的な国の方もいろんな箇所付け等について動きが出てくるんだろうと思ひますから、しっかり要望するものについては県を通じて要望していきたいというふうにと考えております。

議長（田中 稔君） 藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） 予算要求について、今からということでしたが、過去のことを申しますと大体6月ぐらいに県の方に予算要求の資料を送っておったというのが私の記憶ではあると思うんです。

というのが、漁港整備事業にしても第何次とかというような、海岸保全にしてもそういう年次的

に何次、何次というような、第何次の計画はこうであるというようなことが昔は6月の時点で出ておったというふうに思います。それを県が受けて今の概算要求の中に押し込むというのが大体のパターンでないかというふうに思うわけですが、ちょっと話を聞いてみると大分遅れておるような気がするんですが、その辺は制度が変わったんでしょうかね。

それと、文科省なんかが発表しております概算要求を見ますと、新学習指導要領なんかが変わってくるわけでございますよね。そうすると新学習指導要領の中では理数系教育が今度は強化されておる。小学校では2割、中学校では3割くらい増えておるということで、また、改正の教育基本法の趣旨である伝統と文化の尊重を反映するために中学校では武道が必修化されると。そのために必要な理科の実験器具や武道の防具などが市町村が購入する際にはその半額を補助するというような要求をしておるらしいです。

こういうことが出てきますと、購入する用具にしましても、それから武道を必修化するための施設にしましても今までより増えるわけでございますが、この辺のお話というのはまだございませんか。これは、文部省が8月28日 文科省が報道しております。こういうふうに学習指導要領が変わってきますとそれぞれの、部分的でございますけれども、文科省関係にしましても指導要領が変わればそういう対応が変わってくるということでございますので、この辺はひとつ十分留意して対応していただきたいというふうに思います。これは要望で結構でございます。

次にいきますが、いじめ、不登校の現状と対策でございますが、平生町の中での児童・生徒の暴力、いじめ、不登校についての現状と、これらの対策を具体的にお伺いしたいと思います。件数とかそういうことがございましたら、お願いいたします。

議長（田中 稔君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） いじめ、不登校、あるいは暴力等々のまず現状でございますが、毎年3回公式な調査を行っております。これは学期末に、1学期、2学期、3学期の末に公式な調査を行って、県教委、あるいは文科省の方に提出するようになっております。

これによりますと、平生中学校におきましては、平成19年度1年間、暴力行為7件、20年度、現在1学期ですか、今のところなしと、それから、いじめにおきましては、平成19年度、3件、それから、現在はゼロと、不登校におきましては、平成19年度が6件、現在は3件と、小学校におきまして、今と同じように言いますと、平成19年度、いじめ2件、不登校9件、平成19年度、暴力行為はなしと、小学校は、平成20年度、いじめは現在のところ5件と、不登校1件とこういう現状でございます。

なお、平成20年度におきまして、今数値を言いましたけども、まだ1学期しかたっておりませんので、この数値でございます。それで、ちなみに平成20年度中学校の不登校が1学期の間に3件ありましたが、現在はこの3名の子どもたち来ております。2学期はゼロであってほしい

なというふうに願っております。

それから、対策でございますが、対策は、もう非常に短期的な、すぐにしなきゃいけない早期発見、早期治療でございますが、一つの例をちょっと小学校の方のいじめの部分でちょっと申し述べさせていただきたいと思います。

これは女の子の低学年で男子の男の子による言葉によるからかい、乱暴な言葉も含めて、嫌がらせ、突つくとか、嘲笑するとか、そういうもんだと思います。それで、これは保護者からの連絡で発覚したと、ということで早急にまず担任が子どもたち双方に事情聴衆して、その後、いじめを受けた方の保護者に学校と連絡を取りながらお会いして、教頭と担任から事情を説明したと、その日のうちにいじめた側の児童と保護者がいじめを受けた家庭へ連絡をして一緒に相談されたら、当然学校がそこに入っていると思います。

その後、児童支援担当というのが、平生小学校にはついておりますけども、それが中に入りまして、決していじめはよくないんだよということを、この子どもたちに双方の子どもたちにまず伝えて、そしてそれを学級全体に対して指導したと、こういうふうなこれが非常に対処的な短期的な指導法の一つであります。これは中長期的に、あるいは全体的に見て、対応策としては非常に常に危機意識を持って望まなきゃいけないのが1点。

それから、次に2点目として、常にやっぱり一番大事な教育者は、私は保護者と思っておりますので、保護者との連携を常に保ちながら行っていかなきゃいけない。

3点目に、今は学校だけではいけない。地域の人、あるいは関係機関もいろんな人に入ってきていただいてやっていくと、最後に、もう当然言えることが、一人一人の子どもに愛を持とうとそういうことだというふうに思っております。

特に、最後に言いました愛を持とうというのが、非常に、皆だれも持っているわけですけども、非常にこの辺が難しいんですけども、そういう意味で鋭く子どもたちを見ていこうということだと、これが中長期的な対応だということふうに考えております。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） 定義、いじめの定義が変更されたということを聞いておりますが、どういうことだろうかと思います。不登校の定義なんかは、年間30日以上で欠席をされた者は、病欠を含むということだろうと思いますが、いじめの定義がどういうふうに変更されたかお伺いいたします。

議長（田中 稔君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） いじめの定義ですが、自分より弱いものに対して一方的に行うのが一つと、それから、身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、それから、相手が深刻な苦痛を感じて

いるものと、こういうものがいじめの定義でありました。だからそれ以外はいじめにカウントしないというようなことがありました。ところが、現在は、こういうふうに文科省は定義しております。一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの、すなわちこれは私はいじめられたと思ったら、これはいじめであるというふうに定義を変えております。したがって、これ非常に難しいと思うんですが、それはそれで考えなくちゃいけない。そういう感じで今学校にも浸透しているというふうに考えております。

.....
議長（田中 稔君） 次に、入ります。

岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） それでは、質問させていただきます。

まず1番目に、上関原発についてお伺いいたします。

上関原発は、今までに安全を第一をもちにいろいろな調査がなされてきていますし、終わりに近づいています。年内にも埋立申請がおりる時期と聞きます。そうすれば工事が始まります。今では電源三法交付金制度に従って交付金を受けられるとのことですが。

そこで、3点、お伺いいたします。1点目は、町長の原発に対するスタンスをお聞きいたします。2点目は、隣接の町長としての働きかけがなされていると思いますが、どのようなことがなされてきたのか、わかりやすく説明をお願いいたします。また、3点目は、町長は原発の恩典を積極的に受ける意向はありますか。お伺いいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 原発に対する町長のスタンスということで、3点ございました。最初の基本的なスタンスと隣接町の町長としての考え方、これについては、これまでもいろいろ議会でも御報告、あるいは答弁をさせていただいておりますけれども、一番基本は平成13年に2市5町で知事が判断材料の一つとするので、県の照会があったと、その意見をしっかり町としてまとめて県に伝えたというときに、もちろん議会でも大変な審議をいただいて、議会の意向も踏まえて、その意向もしっかり県に伝えさせていただいたと、当然、町としても隣接町の上関町の意思というものは、あるいは政策選択というものについては、これを尊重していくという基本的な立場、これは今日までもそうであります。

当然、隣接町としても大変大きな重大な関心を持って、今日までその動向を注視をしてきたと、これからもそういう基本的なスタンスというのは、堅持をしていきたいというふうに考えております。

そしてまた原発の恩典という話がありました。電源三法の話がありましたが、今具体的には、今各種の許可申請の手続きが今進められております。事業者から県の方に、今ありましたように、

それぞれ許可申請が行われておるといふ段階で、そのまさに手続きがとられている過程にあるといふふうにとめております。

これから具体的な事業者はもちろんでありますが、地元、町、県、国においてそれぞれの立場で、必要な対応がこれからとられていくものだといふふうにとめております。

だから、今の段階では、今あくまでも今申し上げましたように、そうした手続きが行われている段階でありますから、我々としてもその動向をしっかりと注視をしていくというのが基本的なスタンスだといふこととさせていただきます。

そのように御答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） その動向を見ながらとおっしゃいますけれども、もう既にそれは決まらなければわからないと言えればそれまでですけど、原発の導入は上関のみならず、周辺の市町村によいにつけあしきにつけ大きな影響を与えることとなります。原発により平生町はどう変わると考えられますか。それともどう変えたいと考えておられますか。ちょっとお聞きしたいと思います。やはり計画は立てておかないと、そのときになって考えるというのは、手遅れになると思うんですけど、大体のアウトラインはこうという町長の姿勢というのをちょっと聞かせていただきたいと思っております。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほどお答えをしましたように、よきにつけあしきにつけ大きな影響を持つといふふうにと御指摘がありましたが、それだけに動向をしっかりと見極めて対応していく必要があるといふふうにととめております。

もちろん電源三法等について研究をするといふことは、これは当然我々もしていかなきゃいけないことだと思っておりますが、今はそれを踏まえた上で、それを踏まえたといふのは、今の動向を踏まえた上で、しっかりと我々としてどういうこれから具体的な動きが出てくるのかと、これについても十分注視をしていきたいといふのが、今の段階で言えることではないかといふふうにと思っております。

議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） 原発の工事がはじまれば、進行にあわせて対処しなければならぬ。例えば、平生町内の業者のできる仕事があるか、また道路の整備が必要か、鉄塔建設ルートはどうなるのか、これらすべてについて調査した上ではあるが、推定した上で、町としてどう対処すべきか、戦略を練る必要があると思っております。

そこで、決まらぬといわれはぬんですが、企業でも何でもいろいろ計画を立てて、できるかできないか、できないときはそれをやめることもありますが、まず先に計画が先に立てられ

ないと前へ進まないと思います。そこで、戦略プロジェクトチームというのを立ち上げる考えはありませんでしょうか。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今戦略を練ってこれから対応していけということでございますが、大変ありがとうございます。そういう御提言ということで受けとめさせていただきたいと思います。

議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） できるだけ町がよくなるようにするのが、町の役目であると思います。ぜひ町民に潤いがくるように計画を立ててくださいますようお願いいたします。

以上で1問目を終わります。

2番目に、遊休農地対策についてお伺いいたします。

平生町にある遊休農地を利用して支援事業もなされていますが、町内の美しい海、自然を生かし、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図るとともに、農村の振興にもつながる滞在型市民農園を開設してはいかがかと考えます。

市民農園では、小面積の農地を利用して、野菜や花の栽培、児童・生徒の体験学習など多くの方が参加でき多様なことができます。市民農園整備促進法に基づく、滞在型市民農園の開設は、町長はいかがお考えでしょうか。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 滞在型の市民農園の開設をしてはいかが、町長はどう思うかということでございます。市民農園については、サラリーマンなど、都市住民が一つのレクリエーションなどを目的にして小規模な農地を利用して、自家用の野菜、花等を栽培するという農園に位置づけがされております。

いろんなタイプがあります。市町村がやる場合もあるし、JA農協がやる場合もありますし、個人でやるケースもあります。平生町においてもこういった市民農園を開設できないかというのは、一つの大きな課題として取り組んできた経緯がございます。

何とかできればそういうことによって、一つの今の農業に一つの活性化に向けての刺激になればいいかなというようなこともありまして、検討してまいりました。

現実に農業委員会におかれまして、大変熱心に検討いただいて、平成18年度、去年、おとしになりますけれども、広島の方だったと思いますが、実際に視察に行かれて、研修をされていろいろ検討もいただきました。

そういう中で、地方公共団体といいますが、仮に町がやるとすれば、どういう施設が必要になって、どれだけの附帯設備を準備しなきゃいけないかと、あるいはまた滞在型の今おっしゃるような、それなりの大きな背後地に都市があって、滞在型の一つの市民農園ということもあるんで

すが、逆にこの滞在型であるがゆえに、特定の利用者がそこをずっと利用して、何年間も利用されて、なかなか裾野が農業をやりながら、ある意味では大きな先ほどもきょうありましたけれども、耕作放棄地あたりを解消していく一つのきっかけにしていこうということにはなかなかこれ結びつかない。ずっとここでやって、後はそのままになっておるといようなケースがあるんで、本町の場合でいけば、できればこういった市民農園も結構ですが、今の体験型の農園というのを取り組んでみようということで、これは県の農林事務所も、それから、JAも、もちろん地元の農業委員会の皆さんも大変御協力いただいて、今年そういった経緯の中で、もちろん市民農園等もいろいろ検討いただいた中で、これをやろうと、そしてこの体験型のやつはもう1年ごと募集を控えていくわけで、卒業せんにゃいけん。卒業したら一応習ったことをそれぞれがみんな農地を探して、それぞれ耕作放棄地がないようにやっっていこうということで、循環をしていけるように、新たな担い手が発掘できるようなことにもつながっていくようにと、本町の場合はそういう形でとにかく少しでも遊休農地の解消につなげていければという思いもあって、今の体験農園を運営スタートさせたということでございますので、ぜひこの事業を定着をしていって、その裾野が広がっていくと、いうことになってくれれば大変ありがたいなというふうに今思っております。

そういうことで滞在型市民農園というのは、また一つの課題ではありますが、当面、そういうことでこれを今手がけておりますから、これをやっっていこうと、将来そういった動向等も踏まえながら、また考えていくことになろうかなというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） 今滞在型は特定の方がと言われましたけど、これは契約としては1年契約で随時募集していくという格好であるんですけど、これは成功している例もほかの県でもあります。これは長野県の方なんですけど、それは東京が近いから都市が近いからというものもありますけど、また平生町にしても、よいところを生かせば自然もあるし、都市の住民の方が長期で滞在されても楽しく過ごされるようなことができる。例えば、山にはトレッキングコースをつくってあげる。そして海にはフィッシングパークをつくり、そして老後、ここに長期というか、ずっと滞在するということか、趣味的に1年間ほど来るとか、そういう遠くからでも来ていただけるような付加価値をつけたそういう定着した市民農園を完成されたら、来られる人もあるんじゃないかと思っておりますので、ぜひこれからも続けて考えてみてください。お願いいたします。

以上で終わります。

.....
議長（田中 稔君） 次に、入ります。

平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

通告しておりますが、6月の定例会では地球の年を数えるような質問を準備いたしましたが、今度は身近な問題を今回2点ほど取り上げて質問の通告をしております。

身近な問題で思い出すのは、3年前に平生中学校の中学生がここで中学生議会を開きまして、質問を聞いておりましたら、よく足で調べて、もう見て、聞いて、いろんなしかりとした準備をしております、ああ、これは私どもも身近な問題を取り上げるときには、よく足でかせいで調査せんといけんなあという気を持っておりましたから、今回そういうテーマになりましたから、若干細かな調査もいたしまして質問をいたします。

まず、第1に、街路事業の植栽についてです。平生町の街路事業は、昭和48年に都市計画決定をして昭和51年に桜町線の着工をしております。あそこの看板によると、いわゆるマロニエの木をあそこに植えるという計画をしたんだと、そしてマロニエ通りの計画をして、マロニエ通りの名前をつけたと、昭和58年のこの部分を中央通りと命名、その後マロニエモール計画による整備が進められ、マロニエ通りと愛称をされていると、そういう看板があそこ立っておるんですね。

それは御存知のようで、それでマロニエを植えて、マロニエ通りにマロニエを植えた、ずっと当初は樋門から天池のところで、ところが銀行のところから向こう、なかなかうまく育ってないという経緯もありまして、昭和13年の9月の議会の補正に471万円の補正を組まれまして、舗道の改良に、(「昭和を平成に」と呼ぶ者あり)平成ですね。平成13年の9月です。471万円の予算を組まれて、歩道の改良にあわせて町の第三次総合計画の美しい景観づくりの項に標榜している、花と木によるイメージアップの一環として、マロニエの木をのけて桜の木を植えるんだという提案を、これ町長の提案理由の説明です。それでこのマロニエの木を植えることについては、いろいろとその案が持ち上がったときからいろいろ議論がありました。

先ほど読みましたように、48年に都市計画決定をして、前の町長さんが、マロニエの木を選定している苦労をされてきたと、木を引いて桜の木を植えることは、前の町政との整合性をどう考えるかというのが一番中心の議論だったんですが、それで会議録を見ますと、河本史朗議員があそこはマロニエ通りじゃないかと、どうして桜の木を植えるんかというのと、もう一つは、あそこは引いたマロニエの木はどこに持っていくのかというのを質問を2つされています。その答弁で、町長の答弁ですが、マロニエ通りは、いわゆる中央通りの真ん中までであって、天池までは違うんだと、中央通りから樋門までがマロニエ通りだというふうに説明をしておられて、と認識しておるということで、今先ほど看板を読んだのはそれなんですね。

それでマロニエの木は、今度県の街路事業の中央線ができるからそこに植えるんだと、こういう提案でした。そのときにうまく育ってないよという話も出ております。その後、今度は大田議員、会議録ですよ。大田議員の質問で、美しい景観づくりと言うが、マロニエは美しくないのか

と、こういう質問が一つ出ていますね。それともう一つは、前の町長の政策否定につながるのではないかと、こういう2点が大きな質問がありまして、それはまたマロニエは美しくないとは言わない。もう一つは、マロニエ通りをあそこで区切られておるから、前の町長の政策を否定するもんじゃないんだという説明をされております。

それで、この今回の動機は、街路樹の歩道の改良に合わせて木が随分枯れているので、そのマロニエの木が枯れておるから、この機会に、町には桜の名称が少ないと、平生町民が憩える名所をつくってほしいという要望に答えるものだと、これはそのまま読むんですよ。直線でぴやっとうありますから、あの地を木と花で一層美しい景観をつくって、住民や周辺からも人が来るような町づくりにしたいというのが、当時の答弁です。これは随分議論がありまして、私もその後、自分のことを言っただけで失礼なんですけど、私も質問をしたんですけど、桜の木を植えることは私は賛成だったです。当初街路事業桜町線になぜマロニエを植えるのかという議論を一番初めにしたことがありますから、桜町線なら桜の木が自然じゃないかという気をずっと持っておりまして、光上関線を見ても、栃の木を植えましたけど、マロニエの木を植えましたけど、うまく根づいてないと、実際に街路事業、桜町線でもうまく根づいてないと、中央線に持っていったらうまく根づくのかと、これは栃の木です。

それで、じゃ桜の木も実際に本当にあそこに根づくのかと、今までなかなかうまくいってないよと、この点について私は心配しておると。それから、土手町の地質とは若干違うんじゃないかという話もその時しております。

その時の町長さんの答弁ですが、土質の関係については、今から苗を仕入れてくるんじゃないから、準備するんだから、十分合うようなことも、土質に合うものを検討していると、進めるからにはやったらもうたということにならんようにしたいというのが、答弁です。

これは委員会でも議論になりまして、当時河内山議員が委員長でして、委員長報告が本会議でされたら、審議経過の中の報告がございまして、その根づかないのではないかと議論が随分出ておりましたから、植栽後は、どうするかということに対して、根づかないのではないかとこの疑義が出てましたから、その疑義に対して、執行部の答弁は、植栽後はシルバー人材センターに管理を委託するんだと、それともう一つは、根づくまで入念に手入れを管理をするという大もとの意見もあったと、その2点が委員長報告でされているんです。それが経緯なんです。

そうすると、町長の答弁から、この事業の政策評価がもう7年たちましたから、問われる時期になってきているんです。それで私はマロニエについて調べてみたんです。その大田議員の発言の中に、あれは栃の木だが、アメリカ栃の木だという説明があるんで、調べてみたら、栃の木は日本の山中に生える木で、大体高さが25メートルぐらいまでになるよと、山の中にある木なんです。そして周囲が2メートルぐらいになりますよと、大きな木は、そういうもともと山の

中にある木なんです、しかし、最近では、庭木や樹木にも使われておりますよと、特産としては栃の木でもちをつくるよという説明が一つございます。

もう一つは、マロニエについて調べてみましたら、これも同じ栃の木科なんです。栃の木とマロニエを一緒に言うのが違うみたいなんで、マロニエは木の大きさは高さが30メートル、木の周囲が6メートルぐらいまでふとる地中海が原産の木で、イタリアやフランスにあるらしいんです。それでこれは西洋栃の木というらしいんです、日本では、近年では街路樹にも使われるようになっておるよという説明がございまして、その後者の方を植えたのではないかと思うんですよ。日本産の栃の木ではなくて、マロニエ、地中海産原産の。そのようですから、本当にこれが日本のあちこち周囲を周南地区を歩いても何箇所か栃の木を植えたところがございますが、なかなかうまく育ってないんですよ。そういう点では無理があったのではないかと思います。

それで、私はもっと調べてみたんです。私は日曜日の午前10時から12時の間にこれ全部歩きまして、1本1本印をつけましてこの木は枯れている、これは成長不十分だということで調べてみたんです。栃の木が163本あるんです。そのうち、昔からちょっと枯れたりしてないのが8本ありました。枯れたのが14本、ほとんど枯れたのが2本、桜の木、これ101本ある。もうなくなっているのが3本、枯れたのが8本、1本がほとんど枯れた状態という結果が出たんです。

ところがこの桜の方は、何回か補植しているんですよ。したがって半分近くは枯れてきたんじゃないかという気がするんです、街路樹は、それもまた今見ましたように、特に東側の方はほとんど育ってないのが状況で、これから先、花見で楽しみだと思われる木は数本しかないと思うんです。

この事業が本当に成功した事業なのかという質問をするつもりでおりましたら、びっくりしたことが一つあったんですよ。きょう私昼休み随分忙しかったんです。先ほど言いましたように日曜日の10時から11時までに調査をしたんですがね。そのときには枯れた木が14本と8本あったんです。きょう昼休み見たら14本ないんですよ。8本もないんですよ。

以前、千葉県の松戸市という課にすぐやる課というのができまして、随分日本中マスコミが騒いだことがあります、平生町は一般質問の通告を出すとすぐやるという町なのかという気がしたんですよ。よく聞いてみたら、きのうの午後に草は取る。枯れた木はのけると、随分頑張っておられて、それは悪いとは言いませんよ。私はきょうその実態を見んかったら、肩透かしの質問をして、いや、そんなものはありませんと言われる答弁をいただくところでしたけど、ちょっとそういうことで随分とこの事業には私は疑問を持っているんですよ。それについてのちょっと政策評価を聞いてみたいと思うんです。

議長（田中 稔君） ここで暫時休憩いたします。2時10分から再開いたします。

午後 1 時57分休憩

午後 2 時10分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

山田町長。

町長（山田 健一君） 街路事業の植栽について、これまでの政策評価、それから、維持管理のあり方ということで、今2点、あわせて過去の経緯を振り返りながら質問をいただきました。

御指摘のように、この桜町線といいますが、マロニエ通り、それから、こちらの天池線にかけての桜の植栽、美しい景観づくりの一環といいますが、一つの大きな目標、目的、それから、憩いの場といいますが、そういうことを願っての思いを込めた取り組みが開始をされたことは、これは事実で、本当にこれがうまく育ってくれるようにということで、皆この事業を開始されたというふうに思っております。

桜もそうですが、手入れの抜かしておるところ、管理が十分行き届いていないところということで、いろいろ問題点が指摘をいただいております。ただ、本当に春の桜のシーズンになりますと、だんだん木々を見ながらもうちょっと将来ここで花見ができるといいなあと思いながら、あの時期はあそこを通って見るんですけども、中には何本か成長不良というのもございまして、早速建設課の方に指示をしたりしてきた経緯もあるんですが、その時期には一定の町民の皆さんにある意味では潤いを与えていることも事実だろうと、一長一短あるのかなというふうに思っております。

問題は維持管理のあり方をきちっとしなければいけないなということを改めて今我々も感じております。また、今御質問の趣旨もそういう意味で、きちっと経緯はいろいろあったにせよしっかりやっていけとこういう趣旨だろうというふうに受けとめておりますので、これから十分それについては計画的に対処していくということが必要だろうから、管理計画みたいなのを少しつくってやってみいということで、今支持をさせていただいておりますのでございまして、これからできるだけそういうしっかりした計画的な管理をしていくという対応で、今後いきたいというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今質問の方にも、真意も今町長の言われたとおりで、私もとやかく言おうという筋じゃないんです。ひとつお願いしておきたいのですが、私の地元の自治会では、7月の十七夜のお祭りの2週間前の日曜日に自治会内の一斉清掃をするというルールがもう何十年もありまして、桜町線も植え込み、うちの自治会の範囲の部分ですが、植え込み、それから、街路樹の根元の草取り、一斉にやります。

毎年言われるんですが、特に、栃の木、マロニエについては、夏になったら大きな毛虫がつくと、これを葉っぱの刈り込みもちゃんとしてくれんと困ると、それから、枯れた木もあるから、切らんと十七夜るとき人が来てばたっと倒れたらどうするんかとか、大体毎年同じように私がトラックで草を集めてましたら、一斉清掃の参加者から言われるんですよ。そのたびにまた建設課に行って話をする。この私も大変せんない話でございまして、町長ありましたように、ちゃんとした計画をつくってやっていただきたいと思います。

それから、桜の木についてですが、若干それは塩分に強い種類があるのかどうかわかりませんが、その点はもっと研究をされるなり、植えかえるときに2メートルぐらい泥を入れかえるとか、いろんな事を考えてせつかくここまでやってこられた政策ですから、これから枯れた木の補植をしながら、そういったさらなる研究を重ねて、あそこが桜の木の名所になるような施策を進めていっていただきたいと思います。これは以上です。

次に、生活道路の危険排除についてということで現状をどう認識されているかと、危険排除の取り組みの強化を求めるというテーマを2つ出しております。

私は、何といいますが、歩いて街中を生活することが随分多いから、いろんな小さいところに気がつくと同時に、実際に困るとい場面にもぶつかるわけです。その一つに、極端な例ですが、子どもが自転車に乗って狭い道を進んでいるとしますよね。後ろから車が来たと、慌ててよけようと思うて寄ると、ところが舗装と側溝の差に段差があって、それでかたっと車の前にひっくり返ったとしますよ。車はよけたと思ってずっと行きますよね。大変な事故になると想像することがあるんですよ。

先ほどの質問にも出てましたが、押し車を押して慌ててよけたがいいが転んだと、そういう側溝と舗道の差が段差が激しいところが随分増えてきております。計ってみましたら、一番深いところは6センチありました。そのアスファルトと側溝の差が。側溝は据えつけるときに下をちゃんとマンホールと同じように路盤をつくりますから下がらないんですよ。ところが道路の方は、その側溝の埋め戻しが悪いとか、こういう平生町の地形ですから、長い間、車が走ると陥没するとかということで、その強度の差でどうしても段差ができると、そういう傾向があります。

それともう一つは、土木工事で、下水道と水道の引込工事ですね。これが随分と悪い影響を及ぼして、特に下水の方は案外取り付け管やるときなんか簡水も厳しいですから、それほどじゃないんですが、特に水道の方ですね。水道の方は掘る面積も小さいし、かといって穴は深いんですよ。そうして埋め戻しが十分でない、その上、面積が小さいですから、舗装復旧したときもアスファルトの温度管理が悪くて、あれは温度管理ですから、温度管理が悪くて舗装も乱雑になるとそういう傾向が各地にあります。

それともう一つ危険なのは、道路を横断しておる側溝、これに穴のあいたコンクリートの側溝

ふたやもう一つ、グレーチングがかけたところがあるんです。その側溝の穴に車いすの前車、前にこんな小さい15センチまではいきませんが、10センチぐらいの車がありますが、これがあの穴にぱかっと入って、ことごととまって、乗った人間が前に飛び出すという事故が想定されるんです。それがグレーチングの場合はまだひどいんです。大きい目のグレーチングがぱかっと両方の車が入ってしまいます。こういったことは、前にも私はこういう話をこの場でしたことがあるんですが、一向に改善が進まないということを思いまして、今までは弱者のためだと言いましたが、今度は危険なんですよ。生活に危険を排除するという立場で今回は質問を出しました。

こういう現状があることについてどう認識されているかと。例えば、前も下水道、マンホールとその段差の問題言いました。下水道、マンホールはしっかりそのまま下をつくりますから、絶対陥没しません。ところが周辺が陥没したり落ちたりします。そうして陥没したら、今度はそこに水がたまって車が通ればびゅんと水がはねると、こういう先ほども側溝のそばでも同じんですが、雨が降ればそういう状況があります。

日曜日に雨が降りましたから、ちょうど桜の木の数を数えるのと一緒に水たまりも一緒に見て歩きました。大体今まで気になったところはそのとおり水がたまって、車が水をはねるという状況なんですよ。こういう状況について、今までも指摘しましたが、現状どう認識されておるのか、危険を排除するための取り組みをどのようにされてきたのかお伺いしておきたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 生活道の危険排除について生活道路の現状をどう認識し、どういう取り組みを今日までやってきたかということでございます。

今、御指摘のように、現状でいろんな歩道と側溝の段差だとか、下水道のマンホール、グレーチングの目の問題、水道の工事の後の舗装の問題等々、我々もそんなに付近ほどチェックをしておりますけれども、ときどき通りながらここはどうかというようなケースも中にあります。

ちょっと一度総点検を試みる必要があるのかなというふうに思っておりまして、個々の問題についてはそれぞれ自治会含めて要望が上がってきますから、これについてはそれぞれ舗装の工事請負でやったり、補修でやったり、職員が簡単なやつは原材料を持って行って一緒にやるというようなケースで対応して今日までできておるわけですが、工事請負費の方もできるだけ、今パトロールをやってもらっておりますから、その辺も含めて施工箇所をチェックしながら、工事の発注ということで、この部分はかなり予算的にはいろいろ厳しいけれども、この予算は削減をすることなく、現状維持ですと今日までこちら辺は対応させていただいてまいりました。できるだけ早く危険箇所を迅速に対応するようにということできたわけですが、まだまだ御指摘のように、いろんな箇所ですというところが御指摘をいただくような状況にあると思います。

それぞれ行政協力員会議じゃありませんけれども、自治会のいろんな方からもあそこをどうせ

いこうせいというのを要望もしっかり受けとめていながら、さっきのハザードマップじゃないけれども、いろんな町内でいろんな箇所があると思いますんで、その辺もう一回、総点検をするように、そしてまた一遍にはできませんから、その辺についても優先度といいますか、緊急度を見ながら対応していかなければいけないというふうに思っております。

おっしゃるように、本当に現実にそこを利用されておる。特に生活者の立場から見ましても、本当に障害者とか、弱者ということだけではなしに、危険が伴っておるといふ御指摘ですから、この点については十分真剣に受けとめさせていただいて対応していきたいというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今の答弁で総点検をお願いをしたいんですが、当面、急いでほしいところを何点かちょっと具体的に申し上げておきたいと思います。

一つは、街路事業の桜町線の側溝、いわゆるマロニエモール計画でインターロッキングを舗道に引かれておりますけど、あれがずっと銀行の方に、樋門から山口銀行に行きますと、洗濯屋さんや電気屋さんがございます。あそこにスーパーの方に向けて横断した側溝がございます。道路はグレーチングになっております。両側は歩道は側溝ふたです。それに穴がある。

それとそのすぐ手前に側溝自身に段差がある。側溝自身に段差が10センチぐらいの段差が、こういってそこをぽんと、そういうのがそちら側、銀行側に一つと、それから、反対側の東側のスーパーの側に2つ、2カ所ございます。一つは、衣料品店よりまだ海の方の側になるんですが、それが一つ。もう一つはグレーチングですが、グレーチングは私が気がつくところは、堀川樋門のところのガス屋さんの前と文房具屋さんの前に道路を横断するグレーチングがあります。

それと側溝の段差の問題ですが、先ほど申しました6センチもありますよというところは、旧桜町の元家具屋さんがあったあたりですかね。あそこは深い水もたまりますし、相当な段差が生じております。極端な例のところだけ上げておきますよ。ぜひ見ていただきたいと思うんです。

それともう一つ、これは大変だなあとはいえますけど、熊川沿いの図書館、町道ですが、旧吉原住宅から旧豊田住宅の間の道路です。これは軽が通っても回りに落ちるんじゃないかと思うほど、しっかりした路肩ができてないと、崩れているという状況もございますが、ここも危険排除というか、車が落ちる可能性も含めてありますから、気をつけて検討していただきたいと。

最後に、これは県のことですから、余り申しませんが、要望してほしいんです。県道の街路事業、中央線の舗道のインターロッキングです。これは前にも申しましたが、第1期工事は山口銀行のところから警察の前までをやりました、かまぼこ型のインターロッキングを引いております。工事が遅れた所、信金の前あたりは平らですが、それで余りにもぼこぼこがひどいから県の方に改善してくれという話をしましたら、県の方からの返事は、あれは山口大学の前で引いて大

変好評だから、この辺でも絶対に好評だという返事が返ってきました。

それで、私は山口大学の前まで行って、近所の様子を聞いてみましたら、もう大変なぼろくそなんですよ。女性の靴ははまり込むし、もうみんなそこは通らないで両側の車道か自転車用の道路を通るとい話しておりましたよ。それでそう言いましたら、そのとき目をつぶしてくれたんですよ。散髪屋さんの前から銀行の前まで全部、長期間たちまして、目はまた取れてしまったんです。ぜひこれの改良をしてほしい。この事業に後がありまして、そういう話をした後のインターロッキングは平らになりました。この前にあると思いますが。あれでも歩く人は不便なんですよ。前にも申しましたが、中央線のマックスバリューの方はやるときにもう引いてくれるなど、舗装でいいという話をしたらしゃんとする。これは誠に歩きやすいんです。

これから先、できるとするなら、透水舗装などが一番理想だとは思いますが、それと予算の関係もありましようけど、一番初めのインターロッキングのところについてはぜひ対策を早くしてほしいし、これも路盤の関係やら、木の根っこの関係でぼこぼこに段差ができて、凹凸ができてきてます。

それは全体を改良していかないといけない問題になると思いますので、私はこういう身近なことを申し上げましたが、各議員さんもみんな正確な範囲内でいろんな危ないところを御存じだと思いますが、私の言う範囲内でのちょっと緊急な対応をお願いをしておきたいと思います。

以上です。

議長（田中 稔君） 要望でよろしいですか。

議員（11番 平岡 正一君） はい。

.....

議長（田中 稔君） それでは、次に入ります。

河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 早速ですが、通告通り質問させていただきます。

ぬくもりある平生町の総合計画についてお尋ねします。

第三次総合計画のもと7年と半年がたち、現時点で基本計画の整備方針について達成率はどれぐらいだとお考えでしょうか。町長と教育長のお考えをお尋ねします。

すべての整備方針について細かく御答弁いただきたいところですが、今回は特に学校教育、児童福祉、交通安全、地域安全、観光、住民参加のコミュニティについて町長と教育長、御答弁をお願いします。また、第四次総合計画策定に向けての基本的なお考えも合わせてお聞かせください。お願いします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 第三次平生町総合計画について、現時点での整備方針の達成率はどうか

ということでございます。

それぞれ学校教育、これは教育長さんの方からお答えされると思いますが、児童福祉、交通安全、地域安全、観光、住民参加のコミュニティ、それぞれ今テーマをいただきましたので、大まかに、大づかみで報告をさせていただきます。

整備方針について、この三次総合計画については、この22年度までですから、今ちょうど20年度、もう2年でこのきょう御質問いただいたように、これからこういった検証作業をやりながら、次の第四次に向けた取り組みをやっていかなきゃいけないという今時点にあらうかと思っております、そういった意味できょうは質問をいただいたんだらうというふうに思っております。

総合計画そのものについては十分御承知ですから申し上げますが、この整備達成率、事業の進捗については、この前も申し上げましたように、いろんなそれぞれ各課にまたがる部分がございますから、それとこの第三次総合計画をつくって、計画のつくりっぱなしにならないようにということで、この前から申し上げておりますように、町づくり協議会を、この第三次の総合計画を策定する際の策定審議会のメンバーの皆さんを中心に計画のつくりっぱなしではなしに、後もしっかりフォローしていただくと、事業の実施、あるいは重点事業、こういったものについては十分日ごろからチェックをして、できるだけ計画を検証しながらやっていけるようにということで、このまちづくり協議会を設置をして、今日までやってきたということをまず前提として御理解をお願い申し上げます。

それで児童福祉でございますが、一番大きなポイントは子育て支援センターの充実だと思っております。それから、放課後の子ども教室の開催、これは高齢者の知恵と経験を活用してやっていこうと、これは19年度からスタートしております。

それから、仕事と子育ての両立支援、これも平成14年度からつばさ保育園がスタートしまして、延長保育や乳幼児の保育等の実施、さらには児童クラブの事業の充実、児童虐待についても要保護児童対策地域協議会を設置をして、今取り組みを進めております。

さらには、施設の整備という中に入ろうかと思いますが、安全、安心な地域づくりという一環もあります、ワイヤレス型の非常通報装置をそれぞれ保育園や児童館等に設置をさせていただいて、安全を確保するという取り組み、こういうものを今、今日まで児童福祉の分野では取り組みを進めてきて、相当の達成率になっているというふうに判断をいたしております。

それから、交通安全についても、逐次優先順位に基づいて整備をしまいいりまして、カーブミラー、防護さく、バス停の待合所、通学路灯、街路水銀灯等々この計画期間内で、金額にいたしまして約2,000万円ぐらいの金額でそれぞれ整備を着実に進めてきておると思っております。

それから、地域安全対策ですが、街路灯等については、途中でそれぞれ以前は自治会が持つて

いるやつについては、経済課で所管、また教育委員会では通学路等の街灯について対応しておりましたが、平成13年度から総務課に一本化してこの街路灯の対応してきたということで、これも着実にこの13年から19年度まででトータルして157灯整備をさせていただいております。

それから、安全安心な町づくりを目指して、御承知のように平成16年の議決をいただいて、平成17年度からスタートしております安全で安心な町づくり条例、これに基づいて安全安心な推進協議会を発足をして、その取り組みを進めておるといってございまして、いろいろ平生防犯パトロール隊等についても、毎月第2、第4金曜日、夏休みは毎週金曜日パトロールをいただいております、先般も県の県警本部、県知事両方から表彰をいただくというようなことで、大変地域の安全確保に向けて御尽力をいただいております。

そのほかウイングパトロール、あるいは町民会議の皆さんの御協力によって、地域のあいさつ運動をはじめとして、安全確保に向けての取り組みが展開をされております。これもかなり地域での連帯感を情勢する意味でも大変大きな成果を上げておるといふふうに思っております。

それから、観光につきましても、それぞれ観光資源の開発、あるいは観光基盤の整備、特に、大星山の風力発電所を中心にして、あそこの阿多田の交流館、またカプトガニの保護活動等々、いろんな意味で周囲からも注目をされ、また訪れられる方々にそれなりの大きな平生町の特徴を理解をいただいております。

特産品センターもある意味では、観光地域の窓口的な役割でありまして、きょうも報告がありましたように、売り上げが1億円を突破したという状況でございまして、これも着実に伸びてきておるといふふうに思っております。

観光協会についても事業部会を設置を新たにいたしまして、いろいろ取り組みを具体的に資源の開発ルートの調査等々を進めさせていただいております。この点も着実に進展をしているといふふうに思っております。

住民参加のコミュニティについてと、まず住民参加について、行政情報の受発信を双方向でやっていると、こういう基本的な立場から、我々からしっかり広報、お知らせ版、あるいはホームページ等々で情報を伝達をし、また住民の皆さんからいろいろ親しみトーク、平成の目安箱、行政協力員会議、こういうものを通じて、双方向での受発信ができる取り組み、システムを今日まで作り上げてきておりました、機能しておるといふふうに受けとめております。

自治会活動の支援についても、毎年自治会活動費の助成をさせていただいております。地域リーダー、出前講座等開催をしながら、地域リーダーの育成発掘、これも着実にしておりますし、平成17年度からは地域の力発揮事業、これも展開をさせていただいております。御承知のとおりであります。

さらには自治会の拠点となる集会所の整備等についても、ここ二、三年ちょっとお休みをした

ケースもありますが、それまでは着実に整備を進めさせていただいておりますし、今年度も修繕を対象に新たにまたスタートさせていただいておりますという状況でございます。

大体、この整備については、着実に進めさせてきていただいておりますが、この第三次総合計画を策定をしたときに、アンケート調査も行ったわけですが、町政への要望というのがありまして、最も高いのが、火葬場の建設、当時ですね。それから、排水、汚水処理対策、生活家庭排水、汚水などの処理対策の推進、これが2番、3つ目がデイサービスなどの高齢者福祉の充実、こういことが3番目の、以上が町政の要望の上位3項目と、いずれもこの点については、火葬場を建設し、家庭排水、これは下水道整備、それから、佐賀の漁業集落の環境整備事業の着手をして推進をしてきておると、デイサービスの第2デイサービスセンターを大野保育園跡地を活用してやったり、高齢者福祉についてもこういった町政への要望の高かった内容については、かなりこたえてこれたのではないかなという今気がいたしております。

こういったものを踏まえながら、これから第四次の総合計画の策定ということになるかと思いますが、かなり少子化傾向、高齢社会、この辺はもう変わりありませんが、いろいろ財政状況等が当時ともかなり大きく変わってきておることも事実でありますしこれから環境問題とか、いろんな社会状況の変化というものがありますから、そういうものを十分踏まえて、きょうも質問にもありますように、ぬくもりのある平生町の総合計画という御質問をいただいておりますが、本当にこの地域の連帯感がしっかり生かされるような協働の取り組みがいろいろ行われておりますが、そういうものをベースにしたこれからのあるべき姿を求めていかなければいけないというふうに思っております、具体的には、従来の策定方法や内容等についても十分議論をして、検討をして、もう来年度から着手をして、準備を進めていくということになると思いますので、また、いろんな意味でこれからの議会の皆さんの御意向等も十分聞かせていただきながら、できるだけ計画になるように取り組みを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（田中 稔君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） 学校教育の方から、私の方から答弁させていただきます。

学校教育におきましては、幼児教育、小・中学校教育、それから、高校教育と3点入れておりますけども、高校の方はちょっと省かせていただきます。

それで幼児教育においては、大きく4項目、それから、小・中学校教育におきましては6項目の整備方針を掲げております。それぞれにまた小項目と申しますか、非常に重点施策というものを全部で30以上ありますので、それともう一つは、非常に学校教育におきましては、ソフト面での事業も多くて、なかなか数値的にあらわすのが非常に難しいという面と、もう一つは今からも当然続けていかなきゃいけない項目も随分ございますので、絞って、非常に絞らせていただい

て説明させていただきます。

まず、幼児教育の3番に掲げております地域社会との連携の充実、これを重点大項目に掲げておまして、その中の小項目に、町内の幼・保・小連絡協議会を通じて交流活動内容の充実度、当然ながら、幼児教育及び小学校低学年教育が今非常に重視されております。

そんな中で、そういうことを交流活動を充実させるという項目を掲げておりますが、現在、毎年年間6回ほど幼・保・小の連絡協議会を開きまして、協議の内容と申しますのは、例えば、情報交換、幼稚園ではどう、保育園ではどう、それから、小学校低学年ではどうと、そういう情報交換及び授業公開、お互いに保育授業とか、あるいは小学校でいえば授業、授業公開をお互にしたり、それから、課題検討会議、そういうものを開いて、非常に私は他市町に余り例を見ない非常にいい昔からこれあるわけでございますが、いい取り組みだと思っております。これは今後もぜひ継続してやりたいもんだというふうに考えております。

次に、小・中学校教育におきまして、2番に学校施設の整備充実の括弧の3番小項目で、パソコン、当時情報教育の形が出まして、パソコンの整備をきちっとやると、新たな学習ニーズに対応しなきゃいけないというようなことから、平成13年から平成17年までの間に、町内3校にパソコン158台、それから、金額にして、これは約ですが、1,630万円を投入して整備をさせていただきました。

現在もまだリースの面がありますので、現在もちょっと支払いは続いておりますけども、そういう今まで支払った金額が約1,630万円のものでございます。これで一応初期の目的を達成したというようなことでございます。そういうふうに今後もそれぞれの項目に対しまして、もう一回、フィードバックしながら、もう一回よく確かめてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 再質問です。

さまざまな課題に対して本当に多くのことを着実に進められたことにありがたく感謝したいと思います。現時点で2年半を残していますが、これまでの7年半、想定外の課題、難題、そして想定外の結果もあったと思います。第四次総合計画策定にあたり、私たちの生活を1年、いや半年を振り返ってみても、ガソリンの高騰、食パンや子どもたちが楽しみにしているお菓子まで値上がりしています。我々の生活は本当に日々厳しくなっています。そんな厳しいときだからこそ、町民のことを第一に考えて、第四次総合計画は、現実的、かつ現実的な明るい未来が容易に想像できるわくわくするようなものにするべきだと考えますが、町長のお考えはいかがでしょう。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 計画ですから、明るい希望が将来にもてるというのは当然だろうと思う

んですが、まず、現実的でと、現実をしっかりと踏まえた上で将来を展望してこれからこの平生町の住民と一緒に町づくりに汗を流していけるような、一緒にこの町の将来を考えていけるそういう一つの流れというものを、大切にしていきたいというふうに思っております。

ただ、わくわくできるかどうかというのは、いろいろこれから高齢者も増えていきますけども、高齢者が元気でわくわくできるのはいいことですが、そういう一つの希望をもってやっていけるような条件整備、そしてまた気持の持ち方ができるような施策といえますか、そういうものも十分これから検討していきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） これから2年半で第四次総合計画までのステップとして着実かつ大胆に取り組んでいただきたいと思います。

また、学校教育法の第1章、第1条で、この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とすると明記されています。

家庭教育と連携して幼稚園でのさまざまな遊びと生活を通して育っていく学習能力こそ、本物の学力、人間力のもととなると考えます。幼稚園は子どもたちがはじめて出会う学校です。平生幼稚園も学校教育の場としてさらなる充実を図ってほしいと思います。

はじめの町長の答弁にもありましたが、街路灯充実してきているというお話でしたが、まだ通学路の安全、これから日が暮れるのも早くなります。生徒たちは学問だけでなく、スポーツにも真剣に一生懸命取り組んでいます。その結果、日没後の暗いときに下校しなければならないこともあります。すべての通学路は無理ですが、主要な通学路や危険な場所には街路灯を設置するなどして、安心して通行できる明るい道をお願いしたいと思います。

また、小学校においても、遠方から通学する児童のバス代の負担も安くはありません。義務教育ですし、さらなる負担軽減も必要なのではないでしょうか。子どもたちの健康で元気な成長が平生の明るい未来を実現する。これは間違いありません。お父さんお母さんが安心して子育てができる環境整備も必要です。またすばらしい自然に囲まれた平生町、今ある環境を有効に活用して行ってみたくなる平生町、そして住みたくなる町、平生町の総合計画の策定が期待されています。

そこで、やはり限られた人数では何をやるにも限界があります。町民の民間の意見を取り入れることが大切です。今までもさまざまな場面でたくさんの町民の方に参加していただいています。先ほど、まちづくり協議会のお話がありましたが、参加していただいた方の延べ人数と実数、これはどうでしょうか、今後さまざまな場面で委員構成も検討することが大切だと思います。

今まで長年やってきたことを見直したり、やめることは大変な労力が要ります。できない理由を考えるのではなく、どうすればできるかを考えて、これから2年半、平生町にあった第四次総

合計画の策定を着実かつ大胆にスタートしていただきたいと思います。

町長は、子どもたちの教育や子どもたちを取り巻く環境整備、また先ほどの委員構成についての考えをお聞かせください。

議長（田中 稔君） 暫時休憩します。3時から再開いたします。

午後2時52分休憩

.....
午後3時00分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほどの質問でございますが、第四次の総合計画策定に向けて、策定を今から大体今までずっと年次の総合計画が策定をされてきておりますが、第三次のとき、第二次のとき、いろいろパターンはありますけれども、先ほど申し上げましたように、従来のこの策定方法や、その内容等についても十分検討して、これから従来の策定方法等に余りとられることなく、しっかり住民の意見もきちっと抑えていながら、これからの具体的なスケジュール等をこれから決めていきたいというふうに考えております。住民の皆さんの意向についても十分反映できるように、我々も取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

それから、子どもたちの環境整備についても、教育環境もありますが、地域全体の子どもたちが安心してすくすくと成長をしていけるような、地域全体で本当に温かい目で見守っていけるような環境づくりというのを、最重点項目にして対応していきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） これをもって一般質問を終了いたします。

議長（田中 稔君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） 行政報告、ちょっと疑問に思う点がありましたんで、まず2点ほどお尋ねをさせていただきます。また、今回の行政報告、町長さんのお言葉で伝えていただきました。6月の定例会でもやはり私、町長さんの行政報告に対して、非常にいい御質問をいただいたというふうなことで御発言を最初冒頭させていただいたんですが、今回の行政報告のまず発言をお聞きして、非常に寂しい気持ちに、実に消極的なあとというような感じをまず持ったというのを、町長さんに私はお伝えをしておきたいと思います。

6月から9月の間の行政報告、私当然、議会を通じて皆さん方にお伝えしなければならないこと、これが抜けているのじゃないか。そのことを今は申しませんが、非常に私としては寂しい思いをいたしました。

それでは、2点ほどお尋ねをいたします。まず、1点目は、学校の耐震化というお話がございました。このことについて、予算の編成者、また予算の提出者という立場でお尋ねをいたします。

過去、この問題はそれぞれ常任委員会、また全協の場でも学校の耐震化計画というものを、一次、二次、今、三次まで進んでいると思うんですけど、少し私が確認をさせていただきたいのは、今後どうなるかということでございます。あんまり詳しくお触れにならなかったもんですから、もう少し詳しくお話をさせていただければなあという趣旨でございますので、まず、これはもう耐震化計画ということで進んでいるのでしょうか。

最初は、ちょっと私の勘違いなのかどうか、考え方の違い、スタートが違ったからそのようになったのか、建てかえも含めた耐震計画というお話だったように思うんですけども、いつのまにか三次計画、県の方に進達をした時点で、既に耐震化計画をそれが当然の事実のこのように進んでいるのではないかと思います。と申しますのは、この負担の補助率といろんな話が今出ております。そのこともあわせて、もしそうであるならば、お金がなければできないというようなことも十分に考えられると思うんですね。

しかし、この施設、先ほどの行政報告の中にもありましたけれども、学校の施設というだけじゃなくて、避難所ということでも非常に重要な公共施設でございますので、果たして今現在わかっているいろんな指標、例えば、ISO値といろんな指標がありますですね。これも建築基準法が変わってきたから最初の段階で建てかえをしなきゃいけないことだと思うんですけども、この辺のところ、予算編成者、また予算提出者としての町長のお考え方をぜひ、行政報告に触れられてましたので、お考えを今一度確認をしておきたいと思います。

それと2点目に、阿多田の問題が出ておりました。6月の行政報告の場でも私町長さんのお言葉を聞いて質問させていただきました。今回、私がどういうことを言われるのかなというふうにお聞きしていましたが、計画の策定をして、進捗をしていたけれども、その成果が至らずという言葉にちょっと、この成果というところが非常に疑問点を、計画の策定、これは私もわかります。私もその中で一応全協の場でも一応お話を過去聞いておりました。

ただ、計画があって、ドウはどこにいったのだろうか、計画があって、行動があって、その結果としての成果、先ほどから評価とかいろんなお話が一般質問の中でも出ておりましたけれども、やはり結果としての成果が至らなかったというふうに私は理解したもんですから、そのたしかこの計画いろいろと県の企業誘致の絡みとかいろいろといかれました。具体的にはどういうアクションをされたのか、一向に私この間聞こえてこなかったようなふうに私も見解を持っております。

と申しますのも、確かに町長さんの方でそういう計画をつくられた。議会の方も一生懸命やろうとした。そういうアクションをとろうとしたという行動もとろうとしたことありますが、結

局は、何もしなかったのが原因じゃないか。その辺のところをはっきりと認識しないところに、この阿多田の町有地の問題が何十年においても、一向に進展しない。

先ほど第三次総合計画のお話も出ておりましたが、あの中でもはっきりと町長さんうたわれておられるんじゃないか、これは前の6月議会のときにもお話をさせていただいたと思いますけれども、そのように感じて多少疑義を持っておりますので、実際にその計画の策定に対して、じゃどういうアクションをとられたのか、今一度町長さんの方にお尋ねをさせていただきたいと思えます。

以上、2点ほどお願いいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず学校の耐震化の計画でございますが、これは基本的には、本町の学校耐震化、これはもう既に耐震化を計画的に進めていこうということで取り組みをさせてきていただきました。その延長線上で、一次診断、二次診断、三次診断ということを実施をして、具体的に平生中の屋内体育館の工事に着手をしようという流れで今日までできております。その過程で今年になって、特に、昨今補助率の問題が出てきたわけですが、これはそれ以前からこの耐震化についてはきちっとやっていこうという基本的な考え方を持っております。

ただ、財源確保ということについては、これはできるだけそういった確保に向けての努力を我々もしなきゃいけないと、財源とまた効果の面でどういう工法がいいのかというのも十分担当の方で検討をしてもらって、今日に至っておるということでございまして、この前の計画の23年まで4棟でしたか。（「24年まで」と呼ぶ者あり）24年度まで4棟、それ以降4棟という8棟対象の建物がございまして、これをやっていこうと、しかし、それとても財源の確保をしっかりと目途をつけていきたいと、できるだけ財源確保に全力を挙げて私も取り組んでいきたいと、場合によっては、ここにもありますように、これから我々のこういった要望も踏まえて、財源が確保できるのであれば、前倒しをしてでもやっていかなきゃいけない課題だというふうを受けとめております。

それから、もう一点の阿多田の関係でございますが、企業誘致について、国が示す期限までに企業誘致等の成果と企業誘致などの有効活用に至らず、成果を見出すことができませんと、こういうけさは報告をさせていただきました。

この企業誘致等に向けての有効活用ということができなかったという現実の話を申し上げたわけございまして、この地域の活性化に向けて具体的な計画のもとに、この第一次の払い下げを受けて、あの地域の引き続いて活性化につなげていくようにということで、その後、あの地域の企業誘致はならないものの不当の建設とのリンクの中で、一定の払い下げを受けながら整理をさせていただいた。こういうことで、この地域の有効活用に結びつけていこうという取り組みを、

今日までさせていただいたのは御承知のとおりです。

したがって、用地そのものの、後はインフラの整備をやって、町がもともとの計画から言えばインフラの整備をやって、町がその企業団地として払い下げることができないかということを当初は計画したわけですが、なかなかそういった財政が許す状況にないということで、計画の先延ばしということが繰り返されてきたという状況であります。それは御承知のとおりであります。

そういうことで、あそこをにらんだ形での埠頭の整備等についての条件整備というのは対応させていただいたというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） まず学校の耐震化の問題と町有地の問題いずれも財政の問題が大きく全面に出されていますよね。要は、そのスタンスが町民の皆さんに伝わって、閉塞感に伝わっているんじゃないでしょうかということも一応お話をしとかなきゃいけないんじゃないかと思えます。

要は、金がなきゃ何もできないというのが今の現状と言われるんで、金がなきゃ知恵を出せ。そういうことですよ。引っ張ってくるとかということもできますよね。要は、起債なんかも思い切ってやれば、ただそのチャンスを逸しているということを私はひとつ苦言を町長さんに、私みたいな若輩者が言えるべきことでもないとは思うんですけども、チャンスを逃している。そのことに対しては一か八かという言葉が適当かどうかわかりませんが、やらないと検証はできない。

やはり町道の阿多田の問題に関しても町道の用地としてやったときに、すべてを一切合財一緒にやらなきゃいけなかった。これは大きな私議員としても反省を持っています。あのとき私自身としてもまずは受け入れていったんですけど、そういう過去の反省というのは必要だろうと思いますので、そういうスタンスでぜひ今後も進めていただきたいということはひとつ要望を申し上げます。

それと学校の耐震化なんですけれども、一番大きなネックは、あの建物は、当時西ドイツで最新式の工法でたしか建築をされてるんですね。そういったことをわかってらっしゃってそういう今耐震化を言ってらっしゃると、あの屋根の形状は特殊なもんです、40年前の。当時の最新の工法です。今の果たしてそれに対応しているそれだから耐震化をするんでしょうけども、そういう過去の古い工法の歴史も踏まえて、きちんとやられとかなないと、あれはどこの設計、建築士さんがやられてもなかなか古い資料がないから多分わからないというお話を聞きましたんで、その辺の確認だけはぜひしといて、耐震化に当たってはしといておいていただきたいということは要望として申し上げます。

以上でございます。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はございませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 行政報告についてですが、河内山議員の方からえらい中身が少ないのではないかという趣旨の発言がありましたが、私もこのままこういう行政報告が続くのでは次からだんだん守りに入られるのか何かしりませんが、行政報告についてはもっと突っ込んだ真摯なというか、熱心さが伝わるような中身であってほしかったと思いますから、当然、私は、例えば、原子力発電所の問題についても触れられるだろうという予測をしておりました。

私は今回質問に上げようか上げまいかと悩んだんですが、小さい問題を中心にやるからと思って上げなくて、いずれ行政報告されるだろうからという予測でおったんですが、何もされませんでした。この点についてお伺いしておきたいんですが、この間、御報告すべき何もものもなかったからか、それともあえて落とされたのかそれとももう一つ可能性としては、議員からの質問通告が出ておるから言われなかったのか、その3点ぐらいは予測できるんですけど、この点についてちょっとお答えを願いたいのと、行政報告については、もっと熱意が伝わってくるような工夫をいただきたい。これはちょっと要望しておきたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

行政報告で特に今回町として具体的な上関原子力発電所に関して、具体的な町として行動、あるいは対応というのはとってきたという、公式に皆さんにお伝えをするという公式な対応はとってきていなかったということが一点です。

それから、もう一つは、先ほどありました一般質問でのこういう原子力発電所についての質問が列記をされているという状況の中で、誠意を持ってそこで答えていこうということ。これはこの前も前々回のときですか、行政報告の中で先に質問内容についても私の方から触れた経緯があって、質問する方が困るじゃないかというような話もあった経緯もありましたので、その辺も踏まえて、質問者の一つの立場というものも尊重しなきゃいけないということと、今申し上げましたように、具体的な報告、町として報告すべき具体的な対応をとってきていなかったということでもあります。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 最初の報告すべき云々については、この行政報告に対する質問ですから、これ以上申しませんが、一般質問との兼ね合いですが、これはもっと研究していただきたいと思うんです。通告したら所信表明で先に返事をしてしもうたというのはずっと以前の話しでございまして、これから先、じゃ一般質問の通告が出ると行政報告から抜くのかという議論にもなりますから、それはいろんな言葉の表現方法はいろいろあろうが、行政として取り組まれたことについては、その報告を真摯にさせていただくというのが筋ではないかと思っておりますから、一

般質問にかみ合うような報告をしてくれというんじゃないかと、この間の行政報告をしていただくという報告をつくっていただくのがいいのではないかと、そうでないと、質問を出したらそこだけ行政報告が抜けるというんじゃないとおもしろくございませんので、その点はちょっとお考えを聞いておきたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） おっしゃるとおりでありまして、私もその意味で、まず最初に具体的に、報告しなきゃいけないということがあれば入れます。当然。そしてそれは質問が出ていても、それは中身はいろいろまだありますから、報告できますが、今回はそういうことで、まずは報告すべき中身と申しますかね、内容を行政報告に入れなかったというのが一つ。それから、後たまたまこういう形で出てきたということでもありますから、その点については、基本的な考え方はあまり違いはないと思います。（発言する者あり）

議長（田中 稔君） それでは暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時20分再開

議長（田中 稔君） 再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。まず、議案第3号平成20年度平生町一般会計補正予算から議案第9号平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。（発言する者あり）早いですか。再度お伺いします。質疑はありませんか。淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） 補正予算の中でお伺いをしたいんですが、農林水産業費、農業費の中で、先ほどちょっと説明はあったんですが、17ページ、補助金で施設園芸省エネルギー推進事業費、何か油の高騰でどうにかこうにかというのをちょっと聞いたような気がするんですが、ちょっと具体的に教えていただくといいんですが。

議長（田中 稔君） 中本経済課長。

経済課長（中本 羊次君） この事業は施設園芸の省エネルギー化推進事業といたしまして、原

油の価格高騰の影響により、経営が大きく圧迫されておる施設園芸を営む農業者に対しまして、暖房燃油使用量を低減する省エネルギー化の取り組みを支援する事業でございます。

既存のハウスにおける暖房用燃油低減のための施設の改善、付属装置を設備するのに必要な費用を補助するものでございます。

議長（田中 稔君） よろしいですか。藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） 収入の町債のところ、1,000円未満は従来は切り捨てだったんですが、今回1,000円まで入っておりますが、どこら辺で変更があったんでしょうか。

議長（田中 稔君） 高木総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（高木 哲夫君） これにつきましては、御指摘のとおり10万円単位で今までは起債を起しておりました。これがでも18年度までがそうでありまして、昨年度、19年度から1,000円単位と制度が変わってまいりましたので、当初においてはかなり大きな数字でくっておりますけど、こういう補正ということになりますと、1,000円単位まで数字が出てくるものでございます。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時26分再開

議長（田中 稔君） 再開いたします。

続きまして、決算の認定について、一般会計につきましては、歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を行い、特別会計につきましては、会計ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成19年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

歳入に入る前に、決算全般について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について質疑を行います。議会費について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 小学校費、中学校費、保健体育費にそれぞれ清掃管理というのが出てくるんですよね。委託料に。体育館の床の手入れかなという予測をしたんですが、これは何ですか。

議長（田中 稔君） 福本教育委員会総務課長。

教委総務課長（福本 達弥君） 失礼します。これは屋内運動場の清掃管理でございます。小学校でいえば、平生小、佐賀小の屋内運動場のガラスの清掃、床のポリウレタン樹脂の塗装、モッ

プのクリーニング、こういった内容でございます。

議長（田中 稔君） 弘中社会教育課長。

教委社会教育課長（弘中 賢治君） 保健体育費の69ページ、委託料の清掃管理費でございます。これの内容につきましては、体育館、武道館の床のウレタン塗装、こういったものを年に1回やっております。体育館というのは、特にフローアが命でございますので、大切に維持管理するためには、こういったウレタン塗装というものが必要でございます。

それから、窓ガラスの清掃、それから、ギャラリーの清掃、そういった関係の清掃管理を入札によって業者に委託をいたしております。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） それぞれかなりの金額になるんです。49万円とか、小学校が2つですからね。こんなに金額がかかるもんなんですか。入札によってそれぞれやっていると、それは一括して出されるんですか。小学校、中学校、体育館というぐあいに、それぞれ別に出しておられるんですか。小学校が2つ、それから、中学校、武道館、それから、体育館の5つあります。その仕事の出しぐあいはどうなんですか。随分金額で、ちょっと。

議長（田中 稔君） 福本教育委員会総務課長。

教委総務課長（福本 達弥君） 学校の方は1校ずつ入札をしております。業者は4社の入札ということでございます。内容的にはサッシのクリーニングが年1回とか、塗装を年1回、モップのクリーニングは平生小では年24回、佐賀小では年12回、委託の内容はそういったものでございます。（発言する者あり）中学校ですか。ちょっと待ってください。中学校の場合はガラスサッシが年1回、ポリウレタンも年1回、モップクリーニングが10本ありまして年24回、入札については、業者は小学校と同じで4社の入札でございます。

議長（田中 稔君） 弘中社会教育課長。

教委社会教育課長（弘中 賢治君） 保健体育施設費の体育館、武道館の入札につきましては、これは一括して入札をいたしております。

以上でございます。

議長（田中 稔君） よろしいですか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 小学校が49万円、中学校が31万円ですか。体育館と武道館が125万円、ちょっと大変な金額なんですけど、その4社というのは、どの場合も同じ業者が4社なんですか。それと、入札で行われておるといいますが、落札の業者はそれぞれで同じですか、違うのですか。ちょっとそれだけ聞いておきたいと思います。

議長（田中 稔君） 福本教育委員会総務課長。

教委総務課長（福本 達弥君） 業者の方は、平生小、佐賀小、平生中学校、同一の業者が落札しております。

議長（田中 稔君） 弘中社会教育課長。

教委社会教育課長（弘中 賢治君） 学校施設の方の落札業者と、それから、体育館、武道館の方の落札業者は違う業者が落札いたしております。（発言する者あり）今すぐ指名業者が同じかどうかというのは、ちょっと確認をいたしておりません。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、交際費、諸支出金、予備費については一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第3号平成19年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第4号平成19年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第5号平成19年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第6号平成19年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定

について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第7号平成19年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第8号平成19年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第9号平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第10号平成19年度熊南地域休日診療施設組合会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。（発言する者あり）柳井靖雄議員。

議員（7番 柳井 靖雄君） 報告第2号、けさ正誤表をもらったんですが、19年度に貸し付けたものは、ゼロですね。17年度に2が入っとるから45になったんじゃないかな。これ17年度に2を入れた意味がわからんのじゃが。あれもゼロじゃないんかね。

議長（田中 稔君） 福本教育委員会総務課長。

教委総務課長（福本 達弥君） 訂正前は償還したものの、17年度に2が入っていましたけれども、これは左側の貸し付けた者が2となっておりまして、この2を間違いで償還したもののところに入れてしまったために、合計が45になってしまったものでございます。訂正させていただいたように43が正解ということになります。

議員（7番 柳井 靖雄君） それはいいんだが、けさももらった方も17年度に2が入っとるわけですね。

教委総務課長（福本 達弥君） 17年度に貸した者の19年度に貸した者が2名ということな

んです。(発言する者あり)償還した者はいないけれども、貸し付けた者は2名おります。(発言する者あり)そうです。

議長(田中 稔君) よろしいですか。けさもらったもので、平成19年度に償還した者というのは、(発言する者あり)休憩します。4時5分から再開します。

午後3時52分休憩

.....
午後4時05分再開

議長(田中 稔君) 再開します。

ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員(11番 平岡 正一君) 今の報告第2号平成19年度平生町育英基金の運用及び収支の状況報告についての質疑をいたします。

どなたが答えられるかしりませんが、答えられる方は、会計決算の資料の17ページ、別表2を開けていただくのと、例規集の5,599、育英基金条例の条例分ですね。これちょっと見ていただきたいと思うんです。

質問は2つです。1つは、資料のつくり方です。報告の中の資料によると、貸付者数の表示がございまして、貸付年度が昭和32年から貸し付けたような資料が載っております。これから資料としてあるのかもしれませんが、先ほど言いましたように、平生町育英基金条例は、昭和39年の4月1日にできております。したがって、それとこの中を読んでみましたら、旧条例があったみたいで、旧条例は昭和37年ですね。旧条例を引き継ぐとなっておりますから、それは附則の2です。そうすると昭和37年以降の数字があれば足りるのではないかと思うんですよね。なぜ32年、その前の旧条例があったのかどうかしりませんが、こういうところは一つずつ毎年同じ資料を持ってくるんじゃないかと、精査をする必要があるんじゃないか。表示の方法もやり方があるんじゃないかと思えますから、研究してほしいのが一つです。

もう一点、こちらが本命なんですが、別表2と収支状況のところですが、この2つ見ていただきたいんですが、平成19年度の別表2で育英基金の状況ですが、現金が1,135万069円、貸付額、いわゆる債権ですね。2,730万9,800円ですか。こうなっております。現金が随分どんどん増えてきているんです。この条例によると基金は3,000万円、現金の基本財産は3,000万円です。この3,865万9,000円は、毎年の利子を一般会計に入れてまた戻ってきて、だんだん増えた金額と、足りないときに町長が職権で、この条例の規定に基づいて基金を積み足すことができるようになっておりますから、そうしたら自動的に3,000万円貸すようになっておりますね。それをやられたかどっかで増えてきたと思うんですが、平成20年度は貸し付けは1名だそうです。したがって、この金額からいくと、平成20年度の資金需要は

144万円です。それに対して現金、償還が約580万円、500万円ぐらいは償還があるでしょうから、平成20年度は現金が1,600万円ぐらいになってくるんですね。必要資金は144万円なんですよ。これだけのお金をずっと現金で持っておく必要があるのかどうかと、例えば、基金に取り崩して勝手に使ってしまうとは言いませんけど、この差額は余りにも大きいから、ここは工夫する必要があるのではないかと思うんです。

これから先、どれだけ需要があるかはわかりませんが、最近の状況を見てみたら随分減ってきております。そうするとやり方は2つあるんですよ。利用者を増やすために貸付金額を4万円から5万円、6万円と増やしていけば、使う人が多くなるかもしれません。それかもう4万円に置くのならこれだけの現金を抱えておく必要はないですから、基金条例を改正をして、これを2,500万円にするとか、そして例えば大田基金でも積んじょとか、いろんな方法があると思うんですよ。検討を要するんじゃないかと思いますが、これ教育長のお考えを聞いておくのが一番いいですか。どなたですか。御答弁を願いたいと思います。

議長（田中 稔君） 福本教育委員会総務課長。

教委総務課長（福本 達弥君） まず最初の質問の資料に昭和32年からののが掲載しておりますけれども、ちょっと原因というか、ちょっと今すぐわかりませんので、よく調べて、また今後対応してまいりたいと思います。

それから、2番目の質問でございますが、経緯をちょっと見てみますと、15年度には現金が約160万円ぐらいだったんですね。17年度末で260万円、18年度から急に増えてまして、18年度末の残高が649万円、それから、19年度末残高が資料にあるように1,135万円と、18年から急激に増えております。調べてみますと、19年度で申しますと、償還額が約650万円で、返していただく額が650万円で貸付額が2名分の97万円ということで、その差額を計算しますと、500万円、1年度で増えることになりますね。ここ数年の貸し付けの状況を見てみますと、16年度に1人、17年度に2人、18、19がゼロ、20年度が1人ということで急に貸し付けが少なくなっております。

ちょっと前の平成元年あたりから15年度までを見てみると、1年度に6人とか、7人とか、9人の借りる方があったわけでございます。ここ数年、18年度から減少しているわけですが、原因として、ちょっと考えて見ますと、少子化とか、あと日本育英会というのがありますけれども、こちらの方の貸付条件が貸付額が高いということもあって、条件がいいので、そういった原因が考えられると思います。

今後どうするかということでございますけれども、増えたのがここ二、三年の間でちょっと急激に増えたもんですから、もうちょっと長期的に様子を見るのがいいのかどうか、先ほども申されましたように、基金を減らすのがいいのか、貸付条件をよくするのがいいのか、いろいろ方法

はあると思いますけれども、今後またそれにつきましては、審議会等もありますのでよく検討してまいりたいと思っております。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今の御答弁ですが、確かに、平成16年ころからの流れを見ればそうですけど、このところずっとないんですね。したがって10年で返済するようになっていきますけど、貸し付けてないわけですから、急に出たとしても現金は随分残ってくるんです。2,000万円超えてきますよ。間もなく。そうすると、何もそのまま抱えておく必要は私はないと思うんです。

それと今審議会でと言われましたが、私は審議会の委員をやったことあるんですよ。1年に1回やるだけじゃないですか。審議会で逃げてくれちゃ困るんですよ。本当にあたかも審議会で協議するように言われちゃ困るんですが、それは事務サイドでよく、多分ようけいあるなあとは思われたかもしれんけど、そこまで精査されてないと思うんですよ。言われて気がつくのが今の状況じゃないかと思うんですが、これちょっと無駄といいますが、埋蔵金とまでは言いませんけど、随分現金を、本当2,000万円このままいったら2,000万円近い現金を抱えることになりますよ。一番いいのは、まずは貸付条件をもうちょっとよくしてみるというのが、利用者の利便性を図るという意味じゃいいのかもしれないですけど、審議会と言わないでもうちょっと積極的な対応を求めたいと思いますが、教育長さん、どうですか。

議長（田中 稔君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） 今課長が申しましたように、今のようなここ二、三年の現状でああいうふうなことが言われます。それで議員さんおっしゃるように、抱え過ぎるとやや問題があるのではないかと、審議会で云々とか、課長が申しましたけども、審議会の委員さんの御意見も聞きながら、事務局、当局でも、財政当局と考えながら一緒にみんなで考えていきたいとこういうふうに考えております。

今の月額云々の話になりますと、これかなり大事なことになりますので、その辺は慎重に考えながらやってまいりたいと。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 審議会でするのは、貸付条件をどうするかという点だと思えます。あとは財政との備えで、財政の方がこれだけの現金がここにあるのをどうするかという財政の方の判断であろうと思うから、そういう手順で私はもっと詰めていく必要があると思いますので、要望して終わります。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑は終了いたしましたので、9月12日の本会議は休会としたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。したがって、本日の議事日程に、日程第37、委員会付託を追加いたします。

日程第37．委員会付託

議長（田中 稔君） 日程第37、お諮りいたします。議案第3号平成20年度平生町一般会計補正予算から議案第9号平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件及び認定第1号平成19年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号、平成19年度熊南地域休日診療施設組合会計歳入歳出決算の認定についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元の配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第9号までの件及び認定第1号から認定第10号までの件については、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

議長（田中 稔君） 本日はこれにて散会いたします。次の本会議は9月24日午前10時から開会いたします。

午後4時17分散会

平成20年 第4回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成20年9月24日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成20年9月24日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 同意第1号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第4 同意第2号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第5 議員派遣の件
- 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 同意第1号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第4 同意第2号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第5 議員派遣の件
- 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 河藤 泰明君 | 2番 大井 哲也君 |
| 3番 岩本ひろ子さん | 5番 淵上 正博君 |
| 6番 細田留美子さん | 7番 柳井 靖雄君 |
| 8番 河内山宏充君 | 9番 吉國 茂君 |
| 10番 福田 洋明君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 藤村 政嗣君 | 13番 田中 稔君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------------|--------|--------------|--------|
| 町長 | 山田 健一君 | 副町長 | 佐竹 秀道君 |
| 教育長 | 合頭 興亞君 | 会計管理者 | 岩見 求嗣君 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | | | 高木 哲夫君 |
| 企画課長 | 吉賀 康宏君 | 町民課長 | 木谷 巖君 |
| 税務課長 | 洲山 和久君 | 健康福祉課長 | 河野 孝之君 |
| 経済課長兼農業委員会事務局長 | | | 中本 羊次君 |
| 建設課長 | 安村 和之君 | 教委総務課長 | 福本 達弥君 |
| 教委社会教育課長 | 弘中 賢治君 | 財務班長 | 石杉 功作君 |

午前10時00分開議

議長（田中 稔君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、河藤泰明議員、大井哲也議員を指名いたします。

日程第2．委員長報告

議長（田中 稔君） 日程第2、議案第3号平成20年度平生町一般会計補正予算から議案第9号平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件及び認定第1号平成19年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号平成19年度熊南地域休日診療施設組合会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、9月11日の本会議において関係常任委員会に付託いたしました議案につき委員長の報告を求めます。淵上正博総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（淵上 正博君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成20年9月11日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第3号中歳入

全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第4号、議案第6号、議案第9号並びに認定第1号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。認定第2号、認定第4号、認定第8号、認定第9号及び認定第10号につきましては、9月16日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議をいたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第3号中所管事項、議案第4号、議案第6号及び議案第9号については、すべて全会一致で承認。認定第1号中所管事項、認定第2号、認定第4号、認定第8号、認定第9号及び認定第10号についても、すべて全会一致で認定することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第3号については、公的年金から特別徴収に当たっての電算システムの仕組みと今後の管理はどういったものかとの質問に対し、年金保険者からの公的年金等支払報告書など、特別徴収に関するすべての情報が電子化され、社団法人地方税電子化協議会を通じて、市区町村と年金保険者のデータの相互受信が実施される。

このデータ送受を実施するためには、L - T a x 導入に向けたシステム環境整備が必要となる。システム構築は、アプリケーションサービスプロバイダー、このサービスを利用するもので、これは、システムを民間企業が構築・運用し、町はサービスのみを有料で受ける仕組みで、費用が大幅に削減でき、短時間で完成度の高いシステム構築が運用可能となっているとの説明を受けました。

さらに、これから先の必要な経費は幾らかという質問に対し、システムの使用料が年間約130万円との説明を受けました。

また、年金からの特別徴収については、納税者が自発的に納税できる仕組みづくりを要望する賛成討論がありました。

議案第4号については、基金と予備費が予備資金となるのかとの質問に対し、基金については、実質単年度収支相当額を基金に積み立て、不測の事態に備えるもので、予備費は、財源調整的な意味を持っているとの説明を受けました。

議案第6号及び議案第9号については、質疑がありませんでした。

次に、認定第1号中所管事項のうち歳出では、町有財産の管理について、借り上げの土地の取得等を検討しているかとの質問に対し、所有者からの申し出など、状況に応じて検討しているとの説明がありました。加えて、費用面からも、借り上げの土地については精査しておくようとの要望がありました。

また、行政評価について、次年度予算に反映されたという具体的な事例はあるかとの質問に対し、19年度は59事業について行政評価を行った。事務事業の再認識ができたことは大きなメリットであり、行政評価委員会の結論、議会の意見、町長の考えなども加味しながら予算編成に反映しているとの説明がありました。

社会福祉費について、障害者自立支援法において申請の際、預金通帳の写しを提出する理由は何かとの質問に対し、障害者自立支援法の特別対策による負担軽減を受けるには、法、政省令で負担上限の基準が設けられており、資産を確認するために預貯金の写しをとらせていただき、申請者の了承を得て預金残高を確認しているとの説明がありました。

保健衛生費について、母親学級への参加が減少しているが、開催のあり方を検討しているかとの質問に、母親学級は妊婦検診の充実とともに、参加が減っていることから、年4回を2回にし、基本的な内容を重点に置いて開催しているとの説明がありました。

認定第2号、認定第4号、認定第8号及び認定第9号については、質疑はありませんでした。

認定第10号では、備品については、柳井地域休日夜間応急診療所へ譲渡したもの、平生町に帰属するものにそれぞれ処分し、本町に帰属するものについては有効活用を図る旨の報告がありました。

以上が総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認あるいは認定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

議長（田中 稔君） 次に、細田留美子産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（細田留美子さん） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成20年9月11日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第3号中歳出のうち、平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第5号、議案第7号、議案第8号並びに認定第1号中、平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。認定第3号、認定第5号、認定第6号及び認定第7号につきまして、9月18日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。

その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第3号中所管事項、議案第5号、議案第7号及び議案第8号については、すべて全会一致で承認。認定第1号中所管事項、認定第3号、認定第5号、認定第6号及び認定第7号については、すべて全会一致で認定することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第3号中所管事項について、農業振興費の施設園芸省エネルギー推進事業費は、次

年度以降も継続されるのかとの質問に、この事業は県事業であり、単年度事業であるとの説明を受けました。加えて、燃料費の動向からも事業の継続を県に要望してほしい旨の要望がありました。また、事業費は何名分を計上しているのかとの質問に、3名分との説明を受けました。さらに、施設整備の対象は単年度的なものに限られるものかとの質問に、設備によって複数年対応するものもあるとの説明を受けました。

土木総務費について、弁護士費用の内容と調停の経緯についての質問があり、弁護士費用は調停に伴う着手金によるもの、調停は、相手方の申し立てに応じられないということで終わっているとの説明を受けました。

議案第5号、議案第7号及び議案第8号については、質疑はありませんでした。

次に、平成19年度事務事業について各課からの報告を受けた後、決算全般について、職員の研修体制の充実と事務の効率化、合理化に向けた業務システムの再構築、さらに、経費削減に向けた電算業務委託の見直しについての要望がありました。

認定第1号中所管事項の歳入については、質疑はありませんでした。

歳出については、林業総務費について、有害鳥獣捕獲対策の委託料について質問があり、地元猟友会との委託契約による捕獲作業を実施したとの説明を受けました。加えて、被害防止策を広域で連携してやっていただきたいとの要望がありました。

土木費について、工事請負費で不用額が多く出ているが、地元の要望を十分満たしているのかとの質問があり、要望のあったものは現地精査を行い、順次予算に反映し、実施しているとの説明を受けました。また、最低価格を設ける必要性についての質問があり、平生町では、契約内容の履行の確保のために最低価格を設けているとの説明を受けました。

土木管理費については、町営住宅明渡請求執行費用で、住宅の明け渡しを完了しているのかとの質問があり、2名は退去届が提出され、行方不明者の1名については明け渡し請求の訴訟で対応し、完了しているとの説明を受けました。

教育総務費について、栄養教諭を中核とした食育推進事業の内容について質問があり、学校、家庭に対する食育についての効果的な働きかけの方策等について、実践的な調査研究の実施、小、中学校生の保護者向けへの参考資料の作成・配布などの事業があると説明を受けました。

社会教育費について、社会教育団体への補助金についての質問があり、補助団体は、公共的な団体として社会教育行政、文化行政を推進する上で重要な役割を果たしており、その活動内容を精査して交付しているとの説明を受けました。加えて、補助金については、補助団体の自立に向けた補助金のあり方を検討してほしいとの要望がありました。

公民館費については、公民館長の役割について質問があり、公民館事業は地域の連帯感、地域福祉につながるもので、公民館長は、公民館活動に対し指導、助言する立場で配置されていると

の説明を受けました。

災害復旧費については、町は大雨による浸水の危険箇所を把握し対策がなされているかとの質問があり、危険箇所は確認しており、各関係機関にも報告している。今年度、ハザードマップを作成する予定で、行政協力員会議でも周知を図っているとの説明を受けました。

認定第3号については、歳入歳出が同額となる理由は何かとの質問に対し、使用料等が確定したら、出納閉鎖の段階で繰入金を確認し収支を合わせているとの説明を受けました。

認定第5号、認定第6号及び認定第7号については質疑はありませんでした。

以上が産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認あるいは認定いただきますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割にして採決をいたします。

まず、議案第3号平成20年度平生町一般会計補正予算から議案第9号平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件を、一括起立により採決いたします。

議案第3号から議案第9号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第3号から議案第9号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成19年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。

認定第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、認定第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を、一括起立により採決いたします。

認定第2号から認定第9号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、認定第2号から認定第9号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第10号平成19年度熊南地域休日診療施設組合会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。

認定第10号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、認定第10号の件は原案のとおり可決されました。

日程第3 . 同意第1号

日程第4 . 同意第2号

議長（田中 稔君） 日程第3、同意第1号平生町教育委員会委員の任命について及び日程第4、同意第2号平生町教育委員会委員の任命についての件を一括議題といたします。

ただいま総務課長高木哲夫君から退席したい旨、議長に申し出がありましたので、これを許します。

〔総務課長退席〕

議長（田中 稔君） 町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。去る9月11日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに各常任委員会で慎重に御審議賜りましたことをまづもって厚くお礼を申し上げます。

そして、ただいまは予算7件、認定10件につきまして御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

今後、まもなく下半期に入りますので、事務事業の進捗に注意を払ってまいりたいと思います。また、行財政運営の効率化とともに、隣接町における政策選択の動向を注視しながら町への影響などに対し英知を結集して当たり、住民生活の向上に全力を挙げて取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件2件でございます。

それでは、同意第1号並びに同意第2号平生町教育委員会委員の任命について、一括して御説明申し上げます。

今回、9月30日で任期が到来をいたします教育委員は合頭興亞氏、南弘明氏のお二人でございます。

まず、合頭教育長におかれましては、平成12年10月から2期8年間、教育長として平生町の教育行政に教育者としての御経験と幅広い知識を生かされ、教育、文化の振興に多大な御貢献をいただいたところであります。

特に、学校内における児童・生徒への安全対策としての学校耐震化推進計画の策定、少人数学級化への取り組み、そして、地域が一体となった平生防犯パトロール隊、子ども見守り隊の発足、また、子ども読書推進計画、放課後子ども教室推進事業や交流給食等への取り組み、青少年育成町民会議における地区会議の充実とコミュニティの推進、生涯学習推進体制の充実など、学校長等の豊富な経験をもとに精力的に御活躍をいただいております。

次に、南教育委員におかれましては、教育委員として平成16年10月から4年間、平生町の教育行政に幅広い知識と経験を生かされ、教育・文化の振興に多大な御貢献をいただき、教育委員としての職責を果たしてまいられました。

特に、高邁な教育理論とともに、ハイレベルな領域での地域文化振興への貢献、平生中学校吹奏楽部との交流、学校教育施設、社会教育施設の整備や、生涯学習推進体制の充実は、南教育委員の御努力のたまものと深く感謝をいたしております。

お二人とも引き続き教育行政にお力添えをいただきたいところではございますが、御本人から後進に道を譲りたいとの強い申し出がございましたので、この任期に際し御勇退となったわけでございます。

後任者につきましては、全町的にまた学識面、経験面などの要件を踏まえ、多くの方を候補に挙げながら、あらゆる角度から総合的に判断をいたしました結果、大野にお住まいの高木哲夫氏、そして、曽根にお住まいの河村伊千代氏のお二人を任命したいと存じます。

高木氏は、昭和25年12月23日生まれの57歳でございます。昭和50年3月立命館大学経済学部を卒業後、平生町役場に奉職し、平成7年4月に住民課長心得、同年7月に議会事務局長、11年7月から総務課長を務めてまいりました。その間、佐賀出張所長を兼務、収入役職

務代理、政策調整室長兼務など、総務課長の傍ら行政部内で必要に応じて要職をこなしてまいりました。

また、県立熊本南高等学校のPTA会長も務めてまいった実績もございます。現在、教育行政に求められているものは、子どもたちの教育力の向上はもちろんであります。学校施設の耐震化への対応、コミュニティスクール制度の導入による地域との調整など、行政職としての経験や知識も必要とされる中、これまでの経歴から見ましても、本町教育委員として適任であると判断するものであります。

次に、もうお一人につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成19年6月に改正され、教育委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならないとの規定が盛り込まれ、本年4月1日より施行されたことに伴いまして、このたび町内の学校においてPTAの役員を務めておられる方を保護者代表として任命させていただきたいと思っております。

その方が河村氏でございます。河村氏は昭和46年4月27日生まれの37歳でございます。町内の御出身でもあり、平成4年3月広島市医師会看護専門学校医療高等課程を御卒業後、同年4月より藤原内科等の勤務を経て、平成14年2月からは御主人の経営しておられるカワムラ獣医科病院と一緒に御勤務されておられます。また、19年4月から平生中学校PTAの副会長をお務めになっておられ、学校や地域の行事に積極的に参加されておられます。現在、高校1年生と中学1年生のお二人のお子さんを子育て中でありまして、保護者の立場から教育行政に対する意向が適切に反映されるものと考えております。

お二人の主な経歴につきましては、それぞれ議案に添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたように、お二人とも教育委員としての識見を十分に備えておられ、適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、町議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上で同意第1号並びに同意第2号につきまして、御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。一括質疑を行います。質疑はありますか。
河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） 今の御提案理由の中で地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたのでというお話がございます。これは、ただそのこともそうなんでしょうけれども、

この提案の中に同じ法律第4条第1項目の両方の規定に基づくということで、そのへんのところでちょっとわかりづらいもので、両方同じ第4条第1項で何でもこういうふうになるのかということをお尋ねしたいんですけど、この規定に基づく両方をあくまでも任命ということになるのでしょうか。改正されたというその項目で果たしてどうなのかということをお尋ねし、確認の意味も含めて確認させていただきます。

議長（田中 稔君） ちょっとお待ちください よろしいですか。山田町長。

町長（山田 健一君） ただいまの御質問でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正をされまして、その第4条第4項で、地方公共団体の長は、第1項の規定による

第1項の規定というのは、議会の同意を得て任命しなさいと、こういうことですが、任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい隔たりが生じないように配慮するとともに、委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならないと、この第4条第4項の規定に基づいて今回保護者の代表を任命をさせていただきたいということでありまして。

議長（田中 稔君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。分割して採決を行います。

同意第1号平生町教育委員会委員の任命についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、同意第1号の件は原案のとおり同意されました。

次に、同意第2号平生町教育委員会委員の任命についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、同意第2号の件は原案のとおり同意されました。

〔総務課長着席〕

日程第5．議員派遣の件

議長（田中 稔君） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配
布の文書のとおりとすることに決しました。

日程第6．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（田中 稔君） 日程第6、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたし
ます。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から、
お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議
はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のと
おり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

議長（田中 稔君） 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしま
した。

これにて平成20年第4回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時33分閉会